

## **別添 2 地域活性化総合特区の指定申請書**

別記様式第 5 の 1 (第 26 条関係)

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成 23 年 9 月 30 日

内閣総理大臣 殿

札幌市長 上田 文雄 印

総合特別区域法第 31 条第 1 項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

### **◇ 指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称**

札幌コンテンツ特区

### **1 指定申請に係る区域の範囲**

#### **(1) 総合特区として見込む区域の範囲**

札幌市内全域

札幌市域における規制特例の検証を元に、ロケ地として活用される機会の多い国立公園、国定公園、港湾、空港、高速道路の他、歴史的景観や、スキー場等、特有の環境を有する市町村への区域拡大を図る。

#### **(2) (1)の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域**

- ・ロケにおける火薬類取締法の特例のうち、火薬類消費に係る特例は市街化調整区域内に適用(火薬類の譲受、輸入、消費、廃棄許可申請に関する特例は札幌市域内に適用)

#### **(3) 区域設定の根拠**

- ・自然、景観、四季の変化、食材等、魅力的な映像素材を多数有し、ロケ地として最適。
- ・各許認可官庁が札幌市内に所在し、現状、手続き等の補助を行っているロケーション・コーディネーター<sup>1</sup>等の大部分が札幌市内に集中していること。
- ・今後一元化窓口を担う推進組織が札幌市内に設置されること。
- ・特区で想定するコンテンツ制作、ファンドの運営、コンテンツ輸出等における対象企業の大半が札幌市内に所在すること。
- ・大規模な交通規制を伴う撮影など、許認可が広範囲に及び手続きが複雑となる難易度の高い撮影は、市街地が中心であること。

<sup>1</sup> ロケーション撮影の候補地の選定・情報提供からロケハン、本番ロケの立ち会い等、ロケーションに関する様々な段取りや提案・アドバイスを行う者のこと。

## 2 指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

### (1) 総合特区により実現を図る目標

#### ア 定性的な目標

「アジアにおけるコンテンツ産業拠点都市の創造」を目標とする。

「世界が最も映像を撮りたい都市」を創り、札幌・北海道を舞台とした映像が多数撮影され、かつ札幌・北海道産の映像を多数流通させることで、ロケ地としての札幌を宣伝し、次のロケを誘引するとともに、映像を観た人が世界各地から訪れ観光をはじめとした多様な産業に波及する循環を創出し、地域全体が活性化することを目標とする。

#### 【解説】

最近の例では、道東でロケ撮影が行われ、1億人以上の中国人が鑑賞したといわれる中国映画「非誠勿擾」（邦題「狙った恋の落とし方。」）の影響で、道内への中国人観光客が映画公開前に比べてほぼ2倍になるなど、映画が観光に大きな影響を与えることが明らかになっている。

#### イ 評価指標及び数値目標

評価指標(1)：札幌におけるロケ撮影等映像制作の誘致・実施にともなう経済効果

数値目標(1)：(平成22年度)10.6億円 ⇒ (平成27年度)144億円

評価指標(2)：札幌の事業者が制作した映像の海外輸出額

数値目標(2)：(平成22年度)0.2億円 ⇒ (平成27年度)2.3億円

評価指標(3)：映像コンテンツ視聴者が観光に訪れることによる観光産業等への波及効果

数値目標(3)：札幌市への外国人宿泊者実人数(平成21年度)50万人 ⇒ (平成27年度)115万人

#### ウ 数値目標の設定の考え方

##### 【数値目標(1)】

数値目標(1)の目標設定に寄与する事業としては、「ロケ撮影に係る規制の緩和・権限の委譲、許認可取得に係る窓口の一元化事業」と「映像制作等に係るインセンティブ整備事業」を想定している。現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

- ・ロケ撮影に係る規制の緩和・権限の委譲、許認可取得に係る窓口の一元化事業：70%
- ・映像制作等に係るインセンティブ整備事業：30%

##### 【解説】

本特区による規制緩和等や札幌市が中心となった積極的な誘致活動等を通じ、札幌・北海道でのロケ撮影を一層促進する。現状、国内の映画・TV番組・CMのほか、韓国、中国の映画作品のロケによ

る直接効果は、全国平均が0.5億円<sup>2</sup>のところ、札幌はすでに5億円に達し、それに間接効果を含む経済効果として約10.6億円/年を記録している。

本特区の規制緩和等によりボトルネックを解消できれば、これをさらに増加させるだけでなく、制作費が桁違い<sup>3</sup>であるハリウッド級作品のロケが実現可能となり、経済効果を約144億円に増加させることが可能となる。なお、ハリウッド級作品については、制作着手までの準備に2年以上を要するため、平成27年度までには1本の受け入れ想定としているが、その後は更なる拡大が見込まれる。

- ・「経済効果」とは、ロケ撮影で訪れた制作チームが現場で消費することによる直接効果（交通費、宿泊費、飲食費、現地雇用費、機材調達費、外注費等）とそれらが誘発する間接効果（生産誘発額、粗付加価値額等）の合計額をいう。直接効果はロケ毎に地域で消費された金額を個別に調査し、間接効果を含んだ経済効果については、Alliance of Motion Picture Arts and Sciences (AMPAS)社によるエンタテインメント産業の乗数効果（直接効果の2.12倍）を用いて算出。
- ・札幌市のデータは一般社団法人札幌・北海道コンテンツ戦略機構（以下「SHOCS」という。）調べ。平成22年度におけるロケの経済効果は5億円、間接効果を含む経済効果は10.6億円（5億円×2.12＝10.6億円）。このように民間事業者からのヒアリング等に基づいてロケの経済効果のデータを毎年把握しているのは全国でも札幌のみ。
- ・「諸外国におけるロケーション・ハンティング戦略実態調査・ニュージーランド映画産業～ロード・オブ・ザ・リング以前と以降～」(2006年3月 日本貿易振興機構 市場開拓部)によると、映画「ロード・オブ・ザ・リング」のロケにおいて、ニュージーランド国内で支出された金額は約68億円。間接効果を含む経済効果は約144億円（68億円×2.12＝144.2億円）。

#### 【数値目標(2)】

数値目標(2)の目標設定に寄与する事業としては、「ロケ撮影に係る規制の緩和・権限の委譲、許認可取得に係る窓口の一元化事業」、「映像制作等に係るインセンティブ整備事業」及び「映像コンテンツの輸出促進事業」を想定している。現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

- ・映像制作等に係るインセンティブ整備事業：40%
- ・映像コンテンツの輸出促進事業：40%
- ・ロケ撮影に係る規制の緩和・権限の委譲、許認可取得に係る窓口の一元化事業：20%

#### 【解説】

本特区による規制緩和等や札幌市が中心となって創設する映像制作に係るインセンティブにより、地元映像制作事業者等の海外向け映像制作を促進する。

また同時に、海外コンテンツマーケットへの出展拡大、映像のデータベース化の実施、コンテンツ輸出収益に係る税の減免措置を行うことで海外輸出額を拡大する。

<sup>2</sup>平成19年度「全国フィルムコミッション連絡協議会」調べ

<sup>3</sup>アジアの制作費が1本あたり2～3億円のところ、ハリウッド級作品の制作費はC級でも20～30億円規模（映画制作者へのヒアリングによる）

- ・札幌の事業者が「FILMART2011」（香港）で販売したコンテンツの売上合計（SHOCS 調べ）
- ・出展するコンテンツマーケットを「FILMART2011」（香港）のほか、シンガポール、韓国、東京の4市場に拡大し、各市場における販売額の増加を見込む。昨今コンテンツ輸出に力を入れている韓国は、2004年から2008年の4年間にコンテンツ輸出額を年平均29.17%で成長させたことから、札幌も韓国並みの成長率を目指し、5年間で各市場における販売額を年率29.17%で増加させることとする。

計算式)  $0.2 \text{ 億円} / 1 \text{ 市場} \times 4 \text{ 市場} \times (\text{年率 } 29.17\% \times 5 \text{ 年間}) = 2.3 \text{ 億円}$

### 【数値目標(3)】

数値目標(3)は、本特区の規制緩和や全事業が及ぼす波及効果の結果として達成されることを想定する。

札幌市では、札幌市への平成21年度外国人宿泊者実人数50万人を平成26年度に100万人に増加させることを市長公約としている（年平均成長率14.8%）。

平成23年度は東日本大震災の影響により訪日外国人来道者数は大幅に落ち込むと予想されているが、観光庁等による震災風評被害対策関連事業等の効果と特区の効果を併せて平成26年度、100万人の達成を目指す。さらに、この成長率を適用して平成27年度の観光客数を予測すると、約115万人となる。

(2) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

ア 政策課題

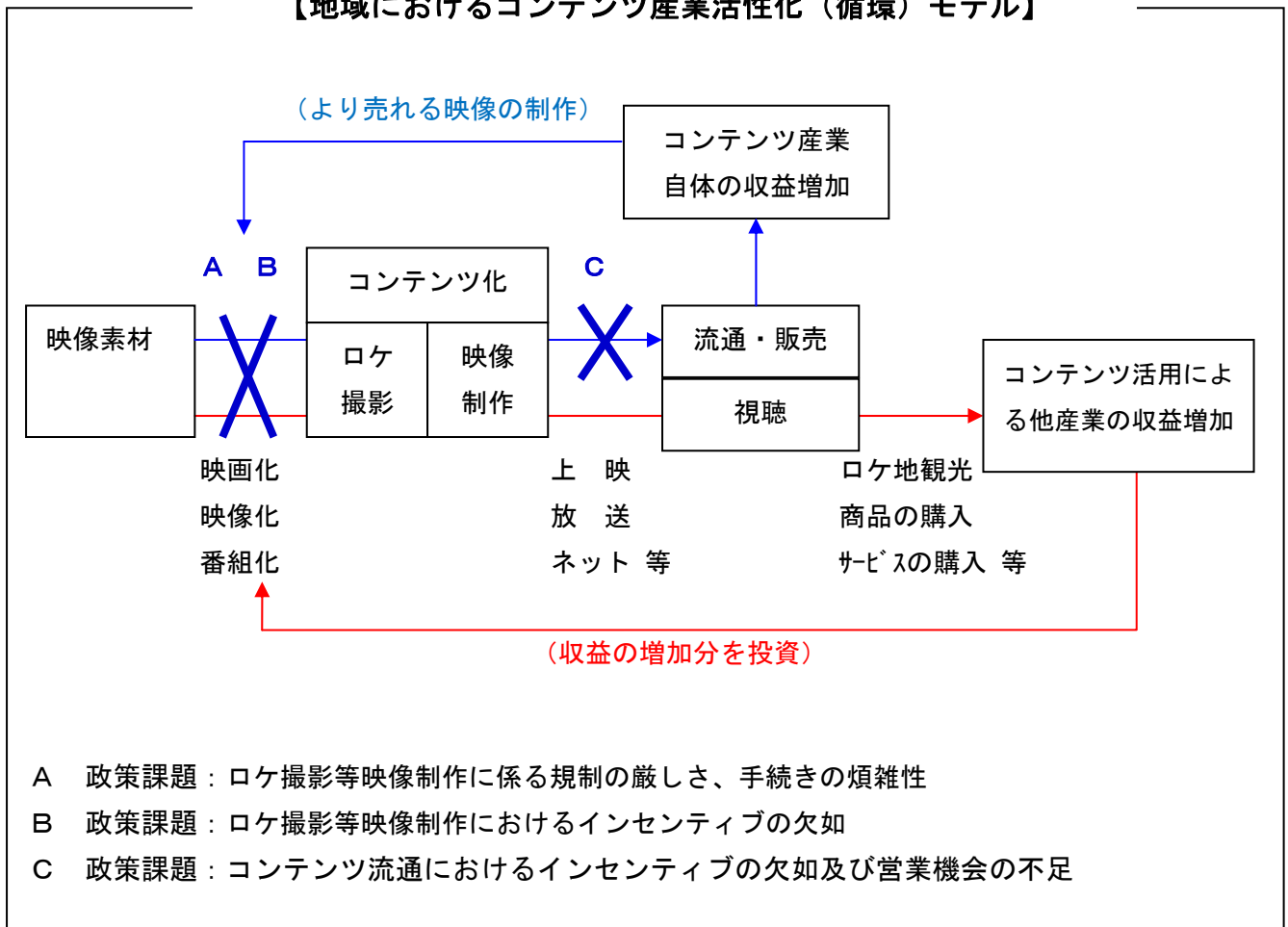
札幌市は、コンテンツ産業、とりわけ、映像コンテンツ産業を重要な産業と位置づけている。

まず、札幌・北海道は、自然、景観、四季の変化、食材等、優れた素材を多数有している。それらの素材はロケによって「撮影」され、編集等の「制作」プロセスを経て「コンテンツ化」され、そのコンテンツが上映・放送・インターネット等を通じて「流通・販売」されることで、コンテンツ産業自体に収益が発生する。

さらに、多数の人がそのコンテンツを「視聴」し、それが評価され、話題となることで、ロケ地への観光客入込み、食や物産の消費拡大といった「他産業への収益増加」をも生み出す。そして、これらの収益の一部をさらに新たなコンテンツへの投資、創造へと向かうといった循環モデルが構築される。なお、そのイメージは下図の通りである。

この循環を促す政策と政策の実施を阻む要因を特定し、その解決策を、「札幌コンテンツ特区」の中で実現を目指していくものとする。

【地域におけるコンテンツ産業活性化（循環）モデル】



## ①ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しさ、手続きの煩雑性

◇対象とする政策分野：(3) アジア拠点化、国際物流 1) コンテンツ

### 【解説】

国内外有力プロデューサーからのコメント(参考1)のとおり、札幌・北海道には、自然、景観、四季の変化、食材等、魅力的な素材が十分にある。

しかし、カメラ機材等の小型化が図られロケを取り巻く環境は法律制定時から一変している中、現状には沿わない規制が多く見受けられ、かつその許認可が多岐にわたるため(参考2)、手続きが極めて煩雑で時間を要し環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。

よって、前述の目標を達成するにあたりボトルネックとなっている点を政策課題と設定。

(参考1) 日本の映画・映像制作環境に対する国内外有力プロデューサーのコメント

○ Bill Bowling/ワーナー・ブラザース Worldwide Location executive (当時)

～映画「スピードレーサー」のロケ候補地として視察目的で来道(ドイツで撮影)～

～映画「硫黄島からの手紙」のロケ候補地として交渉(アイスランドで撮影)～

『北海道の対応は日本で1番だが、海外と比較すると、フィルムコミッション(FC)<sup>4</sup>に対する撮影許可権限の委譲による期間&コストの短縮、税制や地元雇用に対する助成金といった点が脆弱であり、この改善が望まれる。但し、ロケ獲得の可能性は日本全国一律にある訳ではなく、北海道が最も可能性に優れている。』

○Shobie Partos/ディズニー社 Location Manager

～映画「ナルニア国物語第3章」のロケ候補地として交渉(メキシコで撮影)～

『北海道の風景は原作のイメージにはぴったりであるが、海や海岸線における規制が複雑で理解できない。またナルニア国物語の様な空想の世界を描く映画ではスタジオ等のインフラとそこでの労働者雇用に対するインセンティブが必須である。これらが整備されない限り、ロケ地の魅力だけでは中々、勝負は難しい。』

○佐藤直樹氏/日活株式会社 代表取締役社長

『札幌・北海道は海外の映像制作者からロケ地として非常に評価が高い一方で、日本ほど映画撮影が困難な国はないと言われるほど様々な法令上の問題が障壁として立ちはだかっている。ニュージーランドもドイツもハンガリーもハリウッドのメジャー作品を呼び込む事をターゲットとして、インパクトのある優遇措置を用意し成功している。規制緩和はもちろんのこと、資金面のインセンティブを充実させることも重要である。』

<sup>4</sup> 映画等の撮影場所誘致や撮影支援を行う組織。

(参考2) 許認可窓口の一覧 (例)

○撮影場所の使用に係る許可申請窓口

- ・道路使用 (道路交通法) : 各管轄警察署長の許可 (全てのロケ案件が対象)
- ・道路占用 (道 路 法) : 各道路管理者の許可 (工作物等設置を伴うロケ案件が対象)
- ・国有財産 (国有財産法) : 各省各庁の長の許可 (全てのロケ案件が対象)
- ・国立公園 (自然公園法) : 環境大臣の許可 (工作物等設置を伴うロケ案件などが対象)
- ・国定公園 (自然公園法) : 都道府県知事の許可 (工作物等設置を伴うロケ案件などが対象)
- ・港 湾 (港 湾 法) : 港湾局若しくは各港湾管理者 (全てのロケ案件が対象)

○撮影手法に係る許可申請窓口

- ・特殊車両通行 (道路法) : 各道路管理者の許可
- ・火薬類使用 (火薬類取締法) : 譲受・輸入・消費・廃棄等は都道府県知事の許可

運搬は出発地を管轄する都道府県公安委員会への届出

○ロケ等撮影支援に係る許可申請窓口

- ・有償でのスタッフの車両輸送 (道路運送法) : 国土交通大臣の一般旅客自動車運送事業許可
- ・撮影のための道路交通規制 (道路交通法) : 管轄警察署長の許可を得て警察官が現場対応

②ロケ撮影等映像制作におけるインセンティブの欠如

◇対象とする政策分野 : (3) アジア拠点化、国際物流 1) コンテンツ

【解説】

映画のロケ誘致においては、撮影に際して自国内で支出した額や雇用創出効果に対して補助金を支給する等のインセンティブ制度がロケ地選定にあたり大きな要因となっている。(参考1)で指摘されている通り、日本には当該制度がなく、ロケの機会を失する要因の一つとなっている。

よって、欠如しているインセンティブに関する点を政策課題と設定。

③コンテンツ流通におけるインセンティブの欠如及び営業機会の不足

◇対象とする政策分野 : (3) アジア拠点化、国際物流 1) コンテンツ

【解説】

「アジアにおけるコンテンツ産業拠点都市の創造」のためには、本特区による規制緩和等や多様なインセンティブにより単に映像制作を促進するだけでは十分でなく、映像の流通(輸出)を活性化させ、映像自体がロケ地の宣伝材料となるだけでなく、観光や食など他産業へ効果を波及させ、ひいてはコンテンツ制作に対しての投資を生むことが必要。よって、コンテンツ流通の拡大を阻む要因となっている、インセンティブの欠如及び営業機会の不足を政策課題と設定。

イ 解決策

① 〈〈ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しさ、手続きの煩雑性〉〉の解決策

ロケに係る規制の緩和、許認可取得に係る申請窓口の一元化、権限の委譲

【解説】

一つの例として下表のとおり、ロケに係る規制の一部緩和を提案するとともに、札幌市として、「特区推進組織 (Film Sapporo)」を組成し、国内外の映像制作事業者の窓口となって許認可申請を一元的に受け付け、責任を持って事前の調整・審査を行い、スピーディーに許可が受けられる仕組みを構築する。また、ロケの調整に豊富な実績と経験を有するロケーション・コーディネーターに法務研修等を行い、修了者を有償ガイドとして「特区推進組織 (Film Sapporo)」が認定・登録し、これを担い手とする。

なお、ロケ現場の安全性を担保するため、ロケ現場にはロケの規模や内容等に応じ必要十分な有償ガイドを常に帯同させ、ルールが遵守されているかを監視 (モニタリング) するとともに、現場の適切な保全を行う。また、有償ガイドの受託収入の一部を、ロケ地保全の活動に寄付することで、ロケ環境の維持・保全を促進する。加えて、警察や消防等に対しての緊急連絡体制を完備させるとともに、関係機関との定期的な情報共有に積極的に努める。

(例) 道路での撮影許可に係る規制緩和(許可基準緩和)

- ◆一定規模の撮影については、札幌市長への届出とする。
- ◆一定規模を超える撮影については、各施設管理者が行う審査手続(各施設管理者との事前協議含む。)を札幌市長に委譲し、札幌市長の審査を通過した案件を各施設管理者が直ちに許可を行う。(札幌市長の審査結果報告から1日以内)

<新たな基準(許可基準緩和)>

工作物無かつ 10人以下の撮影	雑誌等紙媒体 撮影レベル	許可・届出不要(使用料無償)
工作物無かつ 11~30人以下の撮影	TV情報番組 撮影レベル	札幌市長への届出 札幌市長は、届出があった旨を各管理者へ報告する(事後報告可)
工作物有または 31~70人以下の撮影	TVドラマ撮影 レベル	札幌市長(経由庁)へ許可申請書提出 札幌市長が審査し、審査を通過した案件を各管理者は直ちに許可する。
71人以上の撮影	映画撮影 レベル	札幌市長(経由庁)へ許可申請書提出 札幌市長が審査し、併せて、市内関係行政機関と札幌市が協力して行う「定例特区推進会議」において、合意された案件を各管理者は直ちに許可する。

※札幌市域外の道路、国有財産、国立・国定公園、港湾等の撮影許可申請は、札幌市長が受け付けたものは、各管理者に直ちに引き継ぐ(窓口一元化)。



## ② 〈〈ロケ撮影等映像制作におけるインセンティブの欠如〉〉の解決策

ロケ撮影等映像制作に係るインセンティブの創設とそれに係る規制緩和

### 【解説】

これまで札幌市やさっぽろ産業振興財団、市内金融機関等が運営してきた「札幌元気ファンド」「札幌元気チャレンジファンド」を参考に、映像制作へのインセンティブに特化した新たなファンドとして創設する。なお、ファンド創設にあたっては、映画・映像制作分野において、今後投資対象の主流になると見込まれる有限責任事業組合（LLP）、民法上の任意組合（投資ファンドとして組成されるものを除く）や合名会社、合資会社、合同会社が「投資事業有限責任組合契約に関する法律（LPS法）」第3条において投資対象から除外されているため、この緩和を提案する。

## ③ 〈〈コンテンツ流通におけるインセンティブの欠如及び営業機会の不足〉〉の解決策

コンテンツ流通の促進のためのインセンティブ創設とそれに係る規制緩和

### 【解説】

コンテンツ輸出収益に係る税の減免もしくは所得控除の措置により、コンテンツ輸出に係るインセンティブを創設する。

また、札幌市が中心となり海外コンテンツマーケットへの出展拡大による営業機会を増加させるとともに、札幌のTV局や映像制作会社が保有する未利用の優良な映像素材を公開、視聴、販売等するために、それらの映像をデータベース（カタログ）化し、販売量を増加させ、海外輸出額を拡大する。

## (3) 取組の実現を支える地域資源等の概要

### ア 地域の歴史や文化

アイヌ文化とその歴史、冬の生活文化、開放的な風土等、多くの特性を有し、それらは映像コンテンツの素材としても価値が高い。

### イ 地理的条件

- ・自然、景観、四季等が国内において特異な条件にあり、これらがロケ資源として高く評価され、特に「雪」は、貴重なロケ資源となっている。
- ・大自然と都市機能が隣接しており、良質なロケ撮影環境と滞在環境の双方を満たしている。
- ・ロケセットの建設等が可能な広大な敷地を有する。

### ウ 社会資本の現状

アジアのゲートウェイとしての新千歳空港、ロケ地への効率的なアクセスを可能にする道内航空網、高速交通網が整備されている。また、通信網についても、高速通信ネットワークが普及し、インターネット、移動体通信の活用環境も充実している。

### エ 地域独自の技術の存在

札幌市においては、産学官連携により四半世紀に及ぶIT産業（特にソフトウェア分野）振興の歴史があり、CG分野や映像解析、検索分野における産学の技術蓄積を有する。特に北海道大学が保有する映像のイメージ検索等に関する技術は国内でも高い評価を受けており、財団法人さっぽろ産業振興財団がこの技術を導入し、短編映画のマーケットシステムを構築、運用している。

#### オ 地域の産業を支える企業の集積等

- ・民放5局があり、海外への番組販売等で全国的にも屈指の実績をあげているほか、映像関連事業者(92社)、地元資本のベンチャーキャピタル(1社)がある。
- ・照明、録音、クレーン等の撮影用機材とプロの技術者を抱える地元企業、俳優事務所、外国語でも対応できるロケーション・コーディネート会社等、映像コンテンツ産業の担い手企業が存在する。

#### カ 人材、NPO等の地域の担い手の存在等

- ・ロケーション・コーディネート会社を主体とするNPO法人が存在。このNPO法人は、公共施設や私有の歴史的建造物等をロケで使用する場合の現場対応と管理を行う「ファシリティマネジメント」契約を施設所有者と結んでおり、こうした事例は国内唯一である。
- ・映像人材を育成する学科を有する大学も数校あり、札幌市も学生を対象に、プロの映画プロデューサー等を講師とした映像製作ワークショップに補助金を拠出し人材育成を行っている。

#### キ 地域内外の人材・企業等のネットワーク

映像コンテンツ産業の振興を図るため、産学官の組織を構成員とする定例の特区推進会議を北海道経済産業局と札幌市で創設し、映像コンテンツ関連事業に関する情報の共有、理解、協力関係を強化する。

#### ク その他の地域の蓄積

- ・札幌市では1986年より振興してきたIT産業を活用した新産業創出分野として、2001年よりコンテンツ産業振興を掲げ、札幌市デジタル創造プラザ(インタークロス・クリエイティブ・センター)を設置し、クリエイターの育成とコンテンツ産業の振興を図っている。
- ・2003年度には市の出資団体である財団法人札幌国際プラザに「さっぽろフィルムコミッション」を設置し、ロケーションの誘致、支援を開始。2003年度末にはSHOCSへフィルムコミッション機能を移管し、この法人は映像制作人材育成やコンテンツの海外販路拡大事業も手がけている。
- ・「ショートフィルム・コンテンツの産業化」を目的に、2006年から、民間主体の実行委員会と札幌市の共催により、「札幌国際短編映画祭」(SAPPORO ショートフェスト)を毎年開催している。6回目となる「SAPPORO ショートフェスト2011」は、10月5日から5日間開催され、世界88の国と地域から応募された2,291作品の中から秀逸な作品78本を上映する。さらに、同映画祭は、ショートフィルム作品とその権利情報をデータベース化し、バイヤーに提供するコンテンツマーケット・システム「Spotrights」を運営し、ショートフィルムの売買を行っている。

### **3 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容**

#### **(1) 行おうとする事業の内容**

**ア ロケ撮影に係る規制の緩和・権限の委譲、許認可取得に係る申請窓口の一元化事業**

##### **a) 事業内容**

##### **① ロケ撮影等映像制作に係る規制緩和、許認可権限の委譲およびワンストップ化**

解決策で詳述したとおり、ロケ撮影等映像制作に係る規制のうち、実態に合致しなくなった規制について緩和を提案する。また、札幌市が中心となり、ロケ撮影等映像制作に係る許認可申請をワンストップで受け付ける「特区推進組織 (Film Sapporo)」を創設、また一部の規制については札幌市長への権限委譲によりスピーディーに許認可が得られる体制を構築する。

##### **② 有償ガイドを核としたロケーション・コーディネート新たな仕組みづくり**

ロケ現場におけるルール遵守の監視、安全性の確保、優良なロケ地の保全を目的に、知識・経験を豊富に有するロケーション・コーディネートに有償ガイド制を導入し、所定の研修を受講した者に資格を付与する「特区推進組織 (Film Sapporo)」による認定・登録するスキームを構築する。

さらに、有償ガイド制による収益の一部を交通安全推進団体や環境保全団体・環境系 NPO 等に寄付することを通じ、ロケ地の環境保全のために還流される仕組みを作る。

##### **③ 映像撮影に係るファシリティマネジメントの促進**

建物、施設、文化財等を撮影のために使用する際には、現場環境の保全、安全管理、原状回復等に慎重な対応が求められるため、それらが障害となり、極めて魅力ある施設であっても撮影等に利用できないケースや撮影許可の取得に多大な労力を要する事例がみられる。このことから、施設所有者と、映像撮影現場の対応に精通した団体との間で、有償で「ファシリティマネジメント」契約を締結し、その受託団体がロケ等で施設を使用する場合の施設管理や立会いを行うとともに、上記同様の収益還流システムを通じて当該施設の保全修復を実践する仕組みを作る。

##### **b) 想定している事業実施主体**

①一部規制の権限委譲は札幌市が受け、許認可申請の一元化窓口として、映像コンテンツ産業に係る産学官が参加する「特区推進組織 (Film Sapporo)」を組成する。

②有償ガイドについては、「特区推進組織 (Film Sapporo)」が、制度の設計と運用を行う。

③ファシリティマネジメントについては、既に道内 15 施設のファシリティマネジメントの担当実績を有する NPO 法人北海道映像産業振興連盟 (HFA) を主体に推進する。

##### **c) 当該事業の先駆性**

・ロケの弊害となっている規制の緩和、権限委譲、スピーディーな許認可取得に向け、地方自治体自らが主体的に関与し、責任を負うことによってその実現を図ろうとする体制の構築は、国内において極めて先駆的な事例である。また、札幌市は大都市としての特性を有していることから、ロケにともなう規制の必要性が高い都市であり、札幌で規制特例による弊害が生じなければ、他地域での特例検討のモデルとなり得る。

- ・規制の緩和や権限委譲を受ける以上は、それらの規制を緩和しても問題が生じないことを証明する必要があり、そのために本申請では有償ガイド制を導入し、同ガイドが撮影現場におけるルールの徹底に携わることを提案している。この発想は、豊富なロケーション・コーディネートの実績を持つ人材の存在、そうした人材やロケーション・コーディネート会社が加盟し、自主的な研修を行う NPO 法人の存在等、映像関連産業における札幌の特性から生まれたものであり、先駆性がある。
- ・有償ガイドによる収益の一部を、ロケ地保全のため、関係団体等に寄付し、さらにより良いロケ環境の整備に充てる循環モデルは、他に例を見ない先駆的な取組である。

#### d) 関係者の合意の状況

- ・地場の TV 局やコンテンツ関連企業、ロケーション・コーディネート会社が多く加盟する NPO 法人等が参加する法定の地域協議会において合意を得たものである。
- ・地域協議会での検討とは別に、許認可権限を有する北海道、北海道警察、総務省北海道総合通信局、環境省北海道地方環境事務所と個別に事前協議を行っている。

#### e) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・NPO 法人北海道映像産業振興連盟は、ロケーション・コーディネート企業が多く参加する NPO 法人であり、ロケ現場の管理等について高いノウハウを有するほか、自主的な研修事業等も行っている。
- ・ファシリティマネジメントの促進については、既に NPO 法人北海道映像産業振興連盟が全国に先がけて、ロケで活用する施設や建物のファシリティマネジメント業務の受託を進めている。

## イ 映像制作等に係るインセンティブ整備事業

### a) 事業内容

現在主流となっている製作委員会方式は、出資者が無限責任を負うことからリスク回避が不十分であり、出資先確保が難しいこと、また、作品の著作権が各出資者に分散され、権利処理が煩雑になるという欠点があることから、大型の案件では今後はファンド方式による資金調達が目されている。

そこで、地元金融機関を中心に、国内外の映像制作を投資対象とするファンドを創設し、大型作品を中心とした誘致インセンティブを整備する。このファンドは、コンテンツの制作・流通・視聴を通じた観光や食等の商品の消費、サービスの消費に波及させる狙いと回収リスクの回避に資する投資案件のポートフォリオ化の観点から、映像コンテンツの制作だけでなく、それに付随する商品開発や作品のネーミングを活用したブランド展開も含め活発な運用を行う。

### b) 想定している事業実施主体

「札幌元気ファンド」や「札幌元気チャレンジファンド」の創設・運用に参画した札幌市、財団法人さっぽろ産業振興財団、地元金融機関、ベンチャーキャピタルが地域協議会のメンバーであることから、それらが中心となって事業化を行う。

### c) 当該事業の先駆性

創設するコンテンツファンドは、映像の制作だけでなく、その流通・視聴を通じ、観光、製造業等に発生する付加価値にも着目し、映像に付随する商品開発や作品のネーミングを活用したブランド展開等も投資対象に加えるものであり、他には例を見ない先駆的な取り組みである。

### d) 関係者の合意の状況

札幌市、財団法人さっぽろ産業振興財団、地元金融機関、北海道ベンチャーキャピタル（株）が参画する法定の地域協議会において合意を得たものである。

### e) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・日米合作劇場用映画「レオニー」（総制作費約13億円）の製作にあたっては、札幌に拠点を置く北海道ベンチャーキャピタルがレオニーファンドの運用を担った。
- ・札幌に拠点を置く（株）クリエイティブオフィスキューは、北海道をベースとしながらも東京等で活動するタレントを数多く擁する。北海道を題材にしたコンテンツを輩出し、コンテンツを通じて北海道の観光や食をプロモーションする事業を手がけており、現在進行中の映画『しあわせのパン』は映画と北海道産食品、化粧品、工芸品等をセットにしてプロモーション活動し、収益の再投資や他産業からコンテンツ産業への投資促進を狙うものであり、まさしく「クール・ジャパン」の趣旨に即した展開事例といえる。

## ウ 映像コンテンツの輸出促進事業

### a) 事業内容

#### ① コンテンツ輸出収益に係る税の減免

海外向けの商品化にあたっては、翻訳・字幕制作、パッケージング等に時間とコストを要し、負担が大きいことから、税制上の優遇措置または所得控除の措置を講じることで輸出向けの商品化を促す。

#### ② 映像コンテンツ素材データベースの構築

道内の放送局や映像制作会社には、実際の番組の中で使われなかった映像素材が多数存在し、それらを再編集することによって活用できるものも多い。同様に、海外に自社番組を販売する際には、各国に応じた加工が必要となるが、それらの対応ができないため、販売に至っていない素材も多く存在する。

観光産業や食産業では、それらの映像素材を有効活用したプロモーションによる貿易促進や商品価値の向上といったニーズがあり、映像素材の二次利用の促進を目的に、映像データベース化を図り、コンテンツの供給量増加を図る。さらに、それらの映像コンテンツが観光産業や食等の貿易促進に向けた良質なプロモーションの素材として活用されるよう促す。

### b) 想定している事業実施主体

- ①税の減免等を活用したコンテンツの輸出促進は、放送局を中心とした札幌市内の映像制作会社が事業主体となる。
- ②コンテンツ素材データベースの構築については、短編映画のマーケットシステム構築で実績のある財団法人さっぽろ産業振興財団と、高い映像検索技術を保有する北海道大学が中心となって進める。

### c) 当該事業の先駆性

- ・コンテンツの輸出収益に係る税の減免それ自体が新しい措置である。
- ・「クール・ジャパン」や「知的財産推進計画」の重要課題であるコンテンツの輸出強化は東京主体に考えられがちであるが、すでに香港や韓国のコンテンツマーケットでは、「北海道」に高いブランド価値がついており、北海道の映像コンテンツに活発な商談が発生している。よって、本成果をもとに、地域で制作したコンテンツを、地域が自ら販路を拓き、商談を成立させるという先駆的なモデルとなる。
- ・地域のTV局が他局とも協力、連携して地域コンテンツとして輸出を進めることは、他に類を見ない先駆的なモデルとなる。
- ・地域のTV局や映像制作会社が保有する映像素材を地域で共有し、食や観光といった他の産業振興のために活用するモデルはこれまでにない新しい取組となる。

### d) 関係者の合意の状況

地元TV局、映像制作会社、札幌市の映像コンテンツ販路拡大事業を受託した社団法人等が参画する法定の地域協議会において合意を得たものである。

e) その他当該事業の熟度を示す事項

- ・韓国・釜山市で開催される「Asian Film Market」には、毎年、札幌市から副市長や経済局長も参加し、ロケの誘致や地域コンテンツ等のトップセールスを行っている。
- ・札幌市では、北海道産の映像コンテンツの販路拡大を目的に、平成 23 年度より、アジアを中心とする地域のコンテンツ見本市にブースを出展し、TV 番組、映画、アニメーション等、多様なコンテンツの商談を行う事業（コンテンツ販路拡大事業）を開始した。今年度は、韓国・釜山（Asian Film Market）、シンガポール（Asia Television Forum）、香港（FILMART）等に出展し、販路開拓に向けた商談を行う予定である。
- ・中国における展開については、札幌市が北京に設置する「札幌市北京事務所」が活用可能である。
- ・SHOCS は、香港等の海外コンテンツマーケットに地元放送局や映像制作企業とともに出展し、コンテンツ販売を実施してきた。ここでの評価が契機となり、映画『エクレール お菓子放浪記』が、中国のアカデミー賞と言われる金鶏百花映画祭のコンペティション作品として招へいされることが決定した。

## (2) 地域の責任ある関与の概要

### ア 地域において講ずる措置

#### a) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

##### <既存事業>

- ・ IT・バイオ・デジタルコンテンツ立地支援制度（H19年度より措置／限度額2千万円）
- ・ ものづくり産業立地支援制度（H21年度より措置／限度額5億円）
- ・ 新事業支援資金（H18年度創設／限度額5,000万円 融資利率年1.10%以内）
- ・ デジタルコンテンツ人材育成事業補助金（H13年度より措置／H23年度予算87百万円）
- ・ フィルムコミッション事業費補助金（H19年度より措置／H23年度予算26百万円）
- ・ 札幌元気チャレンジファンド（H18年度～H28年度：総額5億6千10万円）
- ・ ロケーション受入環境整備事業（H21年度より措置／H23年度予算16百万円）
- ・ 映像コンテンツ販路拡大事業費（H23年度より措置／H23年度予算16百万円）
- ・ 姉妹都市記念映像制作事業（H23年度より措置／H23年度予算8百万円）
- ・ 札幌国際短編映画祭負担金（H18年度より開催／H23年度予算18百万円）

<特区指定を想定した事業>以下の事業は総合特区指定を想定し、平成24年度予算要求予定である。

- ・ 札幌コンテンツ特区推進組織運営費
- ・ 映像コンテンツ販路拡大事業（平成23年度より実施）の拡充
- ・ 米国・中国・韓国でロケのトップセールスの実施
- ・ 北海道ロケ支援体制整備事業（平成23年度より実施）の拡充

#### b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定

- ・ 特区推進に必要となる市独自の規制緩和やルール設定にあたっては、下記c)の「札幌コンテンツ特区推進本部」において検討・調整のうえ、積極的に推進する。
- ・ ロケ撮影に係る規制のうち、市有施設や条例により規定される札幌市が権限を有するものについても対応窓口を一元化し、効率的に処理を行う。
- ・ 公園等、区分によって許可取得の方法や申請様式が異なるものについては、条例等の改正により、様式の統一、手続きの簡素化を図る。
- ・ 札幌市が所有する関係施設や文化財等において、撮影に係るファシリティマネジメント契約の導入を促進するとともに、ロケ使用に係る柔軟な対応について、各施設管理者に向けた通達を行う。

#### c) 地方公共団体等における体制の強化

- ・ 平成23年8月、札幌市役所内に特区に係る事業の推進主体となる「札幌コンテンツ特区推進本部」を開設した。同本部は、現在のところ経済局職員のみ（課長以下3名）で構成されているが、年度内には関係部署職員（市長政策室、環境局、観光文化局、建設局等）に拡大し、庁内タスクフォースとして運営する。
- ・ 平成24年4月に、映像コンテンツ産業に係る産学官が参加する「特区推進組織（Film Sapporo）」を組成し、札幌市の「札幌コンテンツ特区推進本部」の下に置く。



#### d) その他の地域の責任ある関与として講ずる措置

- ・ロケ撮影の誘致にあたっては、地域住民の理解が重要であることから、札幌市による子どもをはじめとした住民への映像教育を通し、コンテンツ産業に対する理解を深める機会を積極的に設ける。
- ・映像産業振興においては、人材育成が極めて重要であることから、北海道経済産業局及び札幌市による映像人材の育成につながる事業を実施していく。
- ・平成 20 年 10 月、札幌市と韓国・釜山広域市との間で映像産業振興に関する了解覚書（MOU）を国内の地方都市としては初めて締結した。

#### イ 目標に対する評価の実施体制

##### a) 数値目標の評価の計画及び評価における地域協議会の意見の反映方法

法定の地域協議会である「札幌コンテンツ特区協議会」において、毎年度末に評価の報告並びに意見聴取を行う。

##### b) 評価における地域住民の意見の反映方法

「特区推進組織（Film Sapporo）」から、ホームページを通じて評価結果を公表し、意見を募る。

#### ウ 事業全体の概ねのスケジュール

##### a) 事業全体のスケジュール

H23 年 8 月 札幌コンテンツ特区推進本部を札幌市役所経済局内に設置

H24 年 1 月

- ・上記推進本部を全庁レベルのタスクフォースに拡大し、以下のテーマごとに国との協議を経て以下の制度設計を開始。
- ・規制緩和検討：各種ロケ撮影に関係する規制の特例措置の基準、運用方針、事務フロー、有償ガイド制度設計、ファシリティ・マネジメント契約設計等
- ・輸出促進検討：優遇措置適用の基準、マーケティング戦略、補助プログラム、出展計画等

H24 年 2 月 道内関係市町村（港湾、空港、国立公園所在地）と区域拡大に関する交渉開始

H24 年 3 月 香港の「FILMART2012」において「札幌コンテンツ特区」の説明

H24 年 4 月

- ・「札幌コンテンツ特区推進組織（Film Sapporo）」発足
- ・上記タスクフォースによる各種規制緩和の法令変更案作成（法・条例・通達等）、マニュアル整備（申請・審査・事務手続き）、申請書類様式整備に着手
- ・米国 LA にてハリウッド関係者を招聘しての「札幌コンテンツ特区」の説明

H24 年 5 月 韓国釜山にて「札幌コンテンツ特区」の説明

H24 年 7 月

- ・「札幌コンテンツ特区推進組織（Film Sapporo）」が暫定業務を開始（ロケ等映像撮影に係る規制緩和、許認可権限の委譲ワンストップ化業務、映像人材育成事業等、国との協議が整ったものから順次事業を開始する）
- ・上記法令改正、マニュアル整備、申請様式整備完了
- ・有償ガイド研修会開催（初回登録開始）

- ・市有施設のファシリティ・マネジメントを順次拡大

H24年8月 映像制作に係るファンド事業の開始

H24年9月

- ・映像コンテンツ輸出促進事業の開始、「札幌コンテンツ特区」本格稼働
- ・データベース構築開始

H24年10月 韓国・釜山映画祭、東京 CoFesta にて「札幌コンテンツ特区」の説明

## b) 地域協議会の活動状況と参画メンバー構成

H22年9月

- ・民間団体が「札幌コンテンツ特区推進協議会」の名で「札幌コンテンツ特区の創設」を国に提案

H22年11月 協議会の母体となる「札幌コンテンツ特区協議会」設立準備会開催

H23年1月

- ・「札幌コンテンツ特区協議会」を設立、第1回会議を開催
- ・当初構成員：札幌市、財) さっぽろ産業振興財団、SHOCS、社) 北海道観光振興機構、特非) 北海道映像産業振興連盟、北海道放送(株)、札幌テレビ放送(株)、北海道テレビ放送(株)、北海道文化放送(株)、北海道ベンチャーキャピタル(株)、(株)プリズム (6社5団体)
- ・その他大学、国の機関などがオブザーバー参加 (1社5団体)
- ・設立目的：「札幌コンテンツ特区」の実現を目指して地域活性化総合特区における特区申請のために必要な協議を実施。

H23年2月 「札幌コンテンツ特区協議会」第2回会議を開催

H23年8月 「札幌コンテンツ特区協議会」第3回会議を開催

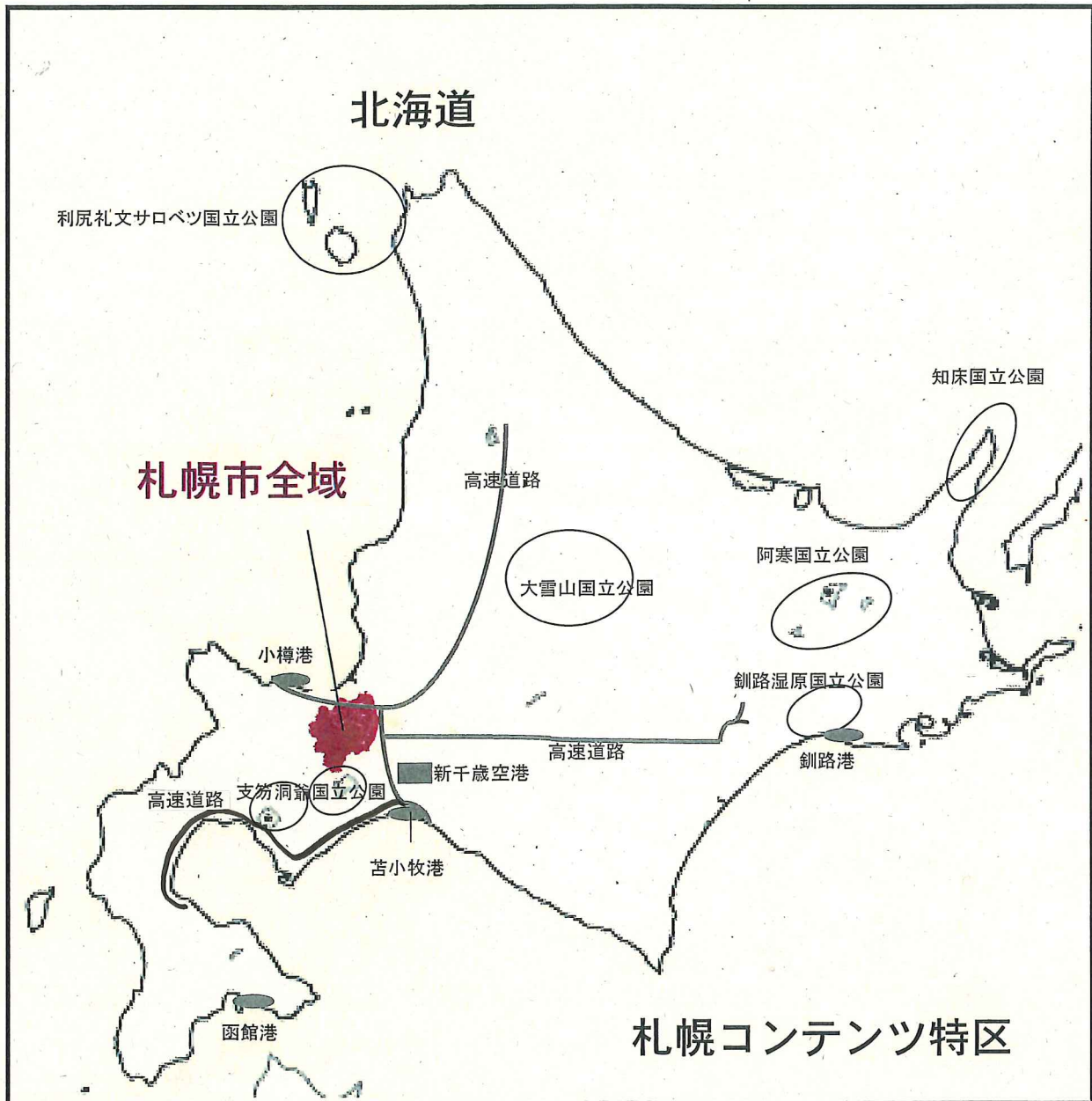
H23年9月

- ・「札幌コンテンツ特区協議会」を総合特区法に基づく地域協議会と位置付け第1回法定会議（前身から通算4回目）を開催
- ・第2回法定会議で「地域活性化総合特別区域」指定申請書の最終案に合意

※上記協議会にオブザーバー参加をいただいている国の機関と分科会形式での規制特例・財政上の支援措置に係る検討会を開催し、また、法令関係のアドバイザーとしてホワイト&ケース法律事務所 荻原雄二弁護士（JFC顧問）を招聘して規制特例に係る勉強会を実施。

- ・H23年8月22日：北海道経済産業局との検討会を開催（北海道担当者参加）
- ・H23年8月23日：北海道運輸局との検討会を開催
- ・H23年8月26日：環境省北海道地方環境事務所との検討会を開催
- ・H23年8月26日：ホワイト&ケース法律事務所 荻原雄二弁護士との勉強会を開催
- ・H23年9月20日：北海道警察本部交通部交通規制課と事前協議を実施

別添4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面

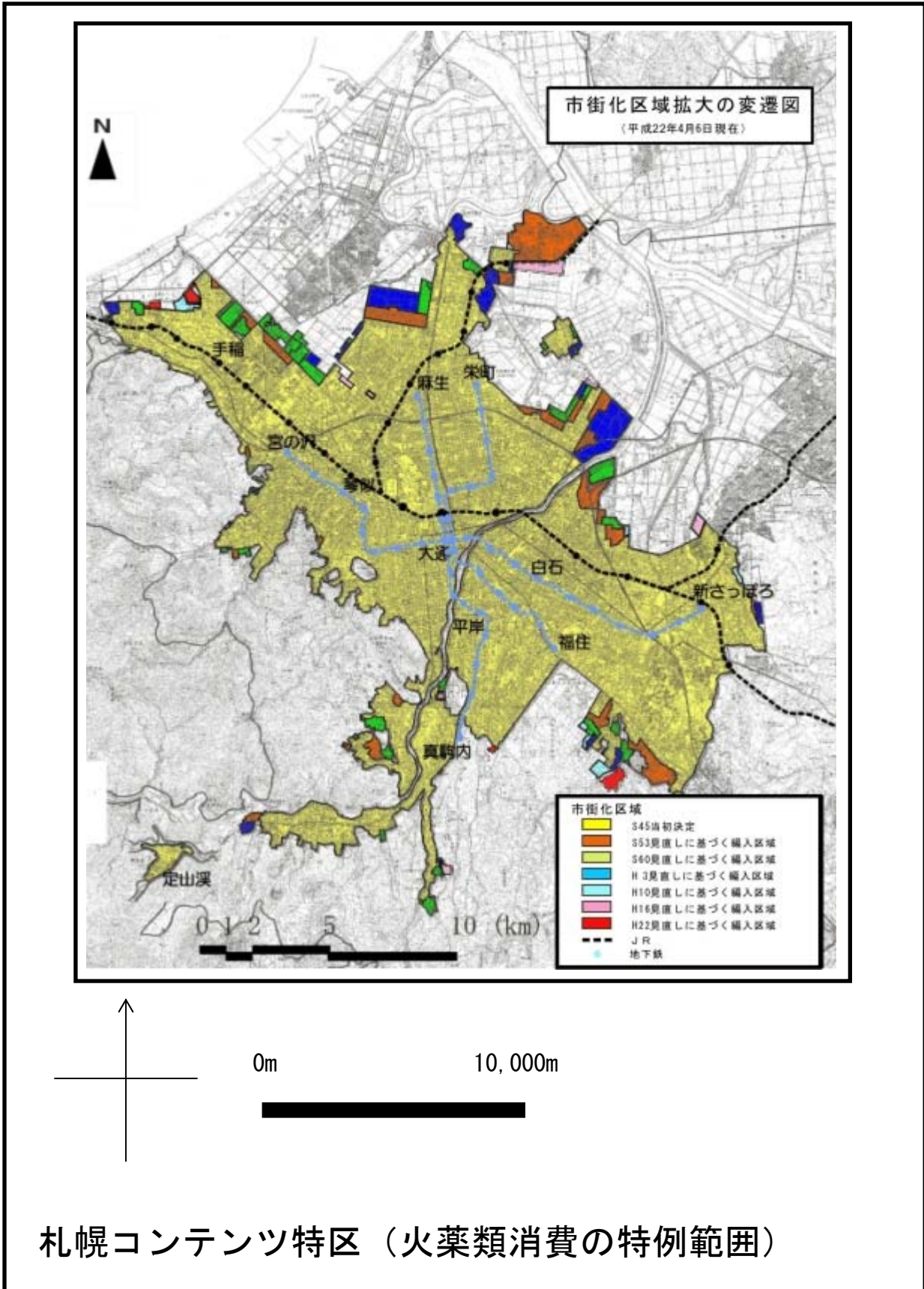


- 特区の区域は札幌市全域
  - ※ 札幌市域における規制特例の検証を元に、ロケ地として活用される機会の多い国立公園、港湾、空港、高速道路、その他特有の環境を有する市町村への区域拡大を図る。
- ロケにおける火薬類取締法の特例のうち、火薬類消費に係る特例は市街化調整区域内に適用(火薬類の譲受、輸入、消費、廃棄許可申請に関する特例は札幌市域内に適用)
 

【別添5参照】

**別添5 縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図**

火薬類取締法の特例のうち、火薬類消費に係る特例は札幌市域内の市街化調整区域内に適用  
(下図白色部分)



## **別添 6 規制の特例措置等の提案書**

地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成 23 年 9 月 30 日

内閣総理大臣 殿

札幌市長 上田文雄 印

総合特別区域法第 33 条第 1 項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

## 規制の特例措置等の提案書

### 1 提案団体名

札幌市

### 2 提案内容

別表のとおり



提案団体名:札幌市

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
	撮影等映像制作に係る規制緩和、許認可権限の委譲およびワンストップ化①  ◆道路交通法の特例 (撮影に係る道路(高速道路含む)使用許可権限の一部委譲と許可基準の緩和)	道路(高速道路含む)で撮影を行う者は、当該場所を管轄する警察署長の許可を受けなければならない。 このため、申請窓口が複数存在し、手続きにも日数を要する。 また、機材やクルーの規模によっては、必ずしも一般交通に影響を及ぼさない場合もある。	<b>&lt;撮影許可手続きの一部委譲&gt;</b> ・撮影のための道路使用許可申請において、管轄警察署長が行う審査手続(道路管理者との事前協議含む。)を札幌市長に委譲(経由)し、札幌市長の審査を通過した案件を管轄警察署長が直ちに許可を行う。(札幌市長の審査結果報告から1日以内) ・下記の基準見直しにより、一定規模以内の撮影については、札幌市長への届出とする。 ・札幌市長の審査業務は、ロケコーディネート会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とする。 <b>&lt;道路使用許可基準見直し&gt;</b> 撮影規模と道路交通への影響を踏まえ、許可申請手続きの基準を以下のとおりとする。 ①工作物無10人以下の撮影: 届出・許可申請不要 ②工作物無11~30人以下の撮影: ・札幌市長への届出 ・札幌市長は、届出があった旨を管轄警察署長へ報告する。(事後報告可) ③工作物有又は31~70人以下の撮影: ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、審査を通過した案件を管轄警察署長は直ちに許可する。 ④71人以上の撮影: ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、併せて、市内関係行政機関と協議を行い、合意された案件を管轄警察署長は直ちに許可する。	過去に、海外大型映画を含め札幌・北海道での撮影機会を逸したケースが多数あり、そのいずれも、撮影許可手続きの窓口の多さと煩雑さが一つの原因となっている。(実際に外国からの撮影隊が事前に、関係各所に直接、許可申請を行う事は事実上困難である。)このため、許可権限の一部委譲とワンストップ化により、迅速に手続を処理できる体制整備を行い、ロケ等映像制作の拡大を図る。 また、現行の撮影に係る道路使用許可制は、主として機材が大型で、ロケが円滑な交通を阻害する行為であった時代のものであり、機材やクルーが小型化した現在には適合しないものもある。こうした規制の見直しをすることにより、合法的且つ時代に即した映像制作の促進を図る。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しき、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の緩和、権限の委譲、許認可取得に係る申請窓口の一元化により、国内外から、札幌における映像制作の大幅な増加を図る。	道路交通法第77条第1項第4号、第78条第1項、第4項、第6項、第79条	警察庁	○				
	撮影等映像制作に係る規制緩和、許認可権限の委譲およびワンストップ化②  ◆国有財産法の特例 (撮影に係る国有財産使用許可権限の一部委譲と許可基準の緩和)	撮影において国有財産を使用する場合、行政財産については各省各庁の長、普通財産については財務大臣の許可が必要となっている。このため、撮影に係る他の手続きを含め、申請窓口が複数存在し、手続きにも日数を要する。 また、機材やクルーの規模によっては、必ずしも財産管理上の影響を及ぼさない場合もある。	<b>&lt;撮影許可手続きの一部委譲&gt;</b> ・撮影のための国有財産使用許可申請において、各省各庁の長が行う審査手続を札幌市長に委譲(経由)し、札幌市長の審査を通過した案件を各省各庁の長が直ちに許可を行う。(札幌市長の審査結果報告から1日以内) ・下記の基準見直しにより、一定規模以内の撮影については、札幌市長への届出とする。 ・札幌市長の審査業務は、ロケコーディネート会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とする。 <b>&lt;国有財産使用許可基準見直し&gt;</b> 撮影規模と財産管理上の影響を踏まえ、許可申請手続きの基準を以下のとおりとする。 ①工作物無10人以下の撮影: 届出・許可申請不要、無償 ②工作物無11~30人以下の撮影: ・札幌市長への届出 ・札幌市長は、届出があった旨を関係省庁の長へ報告する。(事後報告可) ③工作物有又は31~70人以下の撮影: ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、審査を通過した案件を関係省庁の長は直ちに許可する。 ④71人以上の撮影: ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、併せて、市内関係行政機関と協議を行い、合意された案件を管轄警察署長は直ちに許可する。	過去に、海外大型映画を含め札幌・北海道での撮影機会を逸したケースが多数あり、そのいずれも、撮影許可手続きの窓口の多さと煩雑さが一つの原因となっている。(実際に外国からの撮影隊が事前に、関係各所に直接、許可申請を行う事は事実上困難である。)このため、許可権限の一部委譲とワンストップ化により、迅速に手続を処理できる体制整備を行い、ロケ等映像制作の拡大を図る。 また、機材やクルーが小型化した現在には財産管理上の影響を及ぼさないものもある。こうした規制の見直しをすることにより、合法的且つ時代に即した映像制作の促進を図る。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しき、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の緩和、権限の委譲、許認可取得に係る申請窓口の一元化により、国内外から、札幌における映像制作の大幅な増加を図る。	国有財産法第5条、第6条、第18条第6項、第20条第1項、第22条第1項	財務省	○				

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)

提案団体名:札幌市

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分				
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他
	撮影等映像制作に係る規制緩和、許認可権限の委譲およびワンストップ化③  ◆河川法の特例 (撮影に係る河川占用、工作物設置に係る許可権限の一部委譲と許可基準の緩和)	撮影において河川の水流の占用、土地の占用、土砂の採取、工作物設置を行う場合、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可が必要となっている。このため、撮影に係る他の手続きを含め、申請窓口が多数存在し、手続きにも日数を要する。 また、機材やクルーの規模によっては、必ずしも河川管理上の影響を及ぼさない場合もある。	<b>&lt;撮影許可手続きの一部委譲&gt;</b> ・撮影のための河川占用等許可申請において、各河川管理者が行う審査手続を札幌市長に委譲(經由)し、札幌市長の審査を通過した案件を各河川管理者が直ちに許可を行う。(札幌市長の審査結果報告から1日以内) ・下記の基準見直しにより、一定規模以内の撮影については、札幌市長への届出とする。 ・札幌市長の審査業務は、ロケコーディネーター会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とする。 <b>&lt;河川占用等許可基準見直し&gt;</b> 撮影規模と財産管理上の影響を踏まえ、許可申請手続きの基準を以下のとおりとする。 ①工作物無10人以下の撮影: 届出・許可申請不要、無償 ②工作物無11~30人以下の撮影: ・札幌市長への届出 ・札幌市長は、届出があった旨を関係省庁の長へ報告する。(事後報告可) ③工作物有又は31~70人以下の撮影: ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、審査を通過した案件を関係省庁の長は直ちに許可する。 ④71人以上の撮影: ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、併せて、市内関係行政機関と協議を行い、合意された案件を管轄警察署長は直ちに許可する。	過去に、海外大型映画を含め札幌・北海道での撮影機会を逸したケースが多数あり、そのいずれも、撮影許可手続きの窓口の多さと煩雑さが一つの原因となっている。(実際に外国からの撮影隊が事前に、関係各所に直接、許可申請を行う事は事実上困難である。)このため、許可権限の一部委譲とワンストップ化により、迅速に手続きを処理できる体制整備を行い、ロケ等映像制作の拡大を図る。 また、機材やクルーが小型化した現在には財産管理上の影響を及ぼさないものもある。こうした規制の見直しをすることにより、合法的且つ時代に即した映像制作の促進を図る。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しき、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の緩和、権限の委譲、許認可取得に係る申請窓口の一元化により、国内外から、札幌における映像制作の大幅な増加を図る。	河川法第23条、第24条、第25条、第26条	国土交通省	○				
	撮影等映像制作に係る規制緩和およびワンストップ化①  ◆出入国管理法の特例 (外国からの撮影クルーの査証取得、在留資格要件の緩和)	外国人の在留資格及び在留期間は、出入国管理法2条の2(在留資格及び在留期間)において定められているが、撮影クルーがどの在留資格に該当するか明確ではないため、実態として短期滞在(観光)で90日以内の滞在とすることが多い。このため、撮影期間の延長に伴う在留期間の更新手続きが必要となったり、俳優などに対する出演料の支払いなどにおいて支障が生じることが多くなっている。	<b>&lt;映像制作に係る在留資格の明確化と在留期間更新手続の緩和&gt;</b> ・特区での映像制作目的の場合の査証取得、在留期間につき、例えば、特区一元化窓口(札幌市長)を経由した案件につき、在留資格「映像制作」、在留期間「撮影に要する期間」といった特例要件を定める。 ・特区での映像制作目的の場合の査証取得、在留期間更新につき身元引受企業が責任を負うことを条件に手続きを簡素化する。	映像制作目的での入国に係る資格要件を明確にし、手続きを簡素化することで、合法的且つ円滑な海外からの撮影を促進できる。	撮影隊の入国など映像制作に係る規制の厳しき、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	撮影隊の入国など映像制作に係る規制の緩和、権限の委譲、許認可取得に係る申請窓口の一元化により、国内外から、札幌における映像制作の大幅な増加を図る。	出入国管理法第2条の2(在留資格及び在留期間)、第6条、別表第一、別表第一の二、別表第一の三、別表第一の四 出入国管理及び難民認定法施行規則第3条、別表第二	法務省	○				
	撮影等映像制作に係る規制緩和およびワンストップ化②  ◆行政書士法の特例 (外国からの撮影クルーの査証取得申請、撮影許可申請手続等の代行資格の緩和)	行政書士法第1条の2において、行政機関に提出する書類を業として作成することは行政書士の資格を有する者とされており、また、査証取得業務は行政書士においても研修を要するとされている。映像制作のために入国する外国人が当該行為の代理者を直接選定することは事実上困難である。	<b>&lt;行政書士資格の緩和&gt;</b> 映像制作のために入国する外国人が査証取得手続きや在留期間更新手続きの際に代理者が必要となり、その代理者を特区一元化窓口(札幌市長)から委託を受け、一定の研修を受けた民間人(有償ガイド)が代行できるよう緩和する。 また、この有償ガイドは、査証取得手続きのほか、道路使用許可、占用許可、国有財回使用許可などの撮影許可に係る申請手続きを代行する。	外国からの撮影クルーの査証取得申請、在留期間更新手続きの代行資格を緩和し、特区一元化窓口の者が代行できるようにすることで、迅速な入国手続きが可能となる。また、他の撮影許可手続きを有償ガイドが代行することで、海外撮影隊の業務が軽減される。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しき、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の緩和、権限の委譲、許認可取得に係る申請窓口の一元化により、国内外から、札幌における映像制作の大幅な増加を図る。	行政書士法第1条の2	総務省	○				

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)



提案団体名:札幌市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	撮影等映像制作に係る許可権限の委譲およびワンストップ化① ◆道路法の特例 (撮影に係る道路占用許可権限の一部委譲)	道路で撮影を行う場合、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物等を設け、継続して道路を使用する場合は、各道路管理者の許可を受けなければならない。 このため、申請窓口が多数存在し、手続きにも日数を要する。	<b>&lt;道路占用許可手続きの一部委譲&gt;</b> 撮影のための道路占用許可申請において、札幌市長以外の道路管理者が行う審査手続(管轄警察署長との事前協議含む。)を札幌市長に委譲(経由)し、札幌市長の審査を通過した案件を道路管理者が直ちに許可を行う。(札幌市長の審査結果報告から1日以内) ※札幌市長の審査業務は、ロケコーディネイト会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とする。 ※71人以上の撮影の場合は以下による。 ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、併せて、市内関係行政機関と協議を行い、合意された案件を各道路管理者は直ちに許可する。	過去に、海外大型映画を含め札幌・北海道での撮影機会を逸したケースが多数あり、そのいずれも、撮影許可手続きの窓口の多さと煩雑さが一つの原因となっている。(実際に外国からの撮影隊が事前に、関係各所に直接、許可申請を行う事は事実上困難である。) このため、許可権限の一部委譲とワンストップ化により、迅速に手続を処理できる体制整備を行い、ロケ等映像制作の拡大を図る。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しき、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の緩和、権限の委譲、許認可取得に係る申請窓口の一元化により、国内外から、札幌における映像制作の大幅な増加を図る。	道路法第32条第1項、第2項、第3項、第4項、第5項	国土交通省		○				
	撮影等映像制作に係る許可権限の委譲およびワンストップ化② ◆道路法の特例 (撮影に係る特殊車両通行許可権限の一部委譲)	道路において特殊車両の通行を伴う撮影を行う場合は、各道路管理者の許可を受けなければならない。 このため、申請窓口が多数存在し、手続きにも日数を要する。	<b>&lt;特殊車両通行許可手続きの一部委譲&gt;</b> 撮影のための特殊車両通行許可申請において、札幌市長以外の道路管理者が行う審査手続を札幌市長に委譲(経由)し、札幌市長の審査を通過した案件を道路管理者が直ちに許可を行う。(札幌市長の審査結果報告から1日以内) ※札幌市長の審査業務は、ロケコーディネイト会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とする。 ※71人以上の撮影の場合は以下による。 ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、併せて、市内関係行政機関と協議を行い、合意された案件を各道路管理者は直ちに許可する。	過去に、海外大型映画を含め札幌・北海道での撮影機会を逸したケースが多数あり、そのいずれも、撮影許可手続きの窓口の多さと煩雑さが一つの原因となっている。(実際に外国からの撮影隊が事前に、関係各所に直接、許可申請を行う事は事実上困難である。) このため、許可権限の一部委譲とワンストップ化により、迅速に手続を処理できる体制整備を行い、ロケ等映像制作の拡大を図る。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しき、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の緩和、権限の委譲、許認可取得に係る申請窓口の一元化により、国内外から、札幌における映像制作の大幅な増加を図る。	道路法第47条の2第1項	国土交通省		○				
	撮影等映像制作に係る許可権限の委譲およびワンストップ化③ ◆火薬類取締法の特例 (撮影に係る火薬類使用許可権限の一部委譲、消費に係る許可要件の緩和)	火薬類取締法では、撮影において火薬類を使用する場合、譲受、輸入、消費、廃棄については都道府県知事の許可、運搬については出発地を管轄する都道府県公安委員会に届け出て、運搬証明書交付を受けることになっており、申請窓口が多数存在し、手続きにも日数を要する。	<b>&lt;火薬類使用許可手続きの一部委譲&gt;</b> ・撮影のための火薬類の譲受、輸入、消費、廃棄許可申請において都道府県知事が行う審査手続を札幌市長に委譲(経由)し、札幌市長の審査を通過した案件を都道府県知事が直ちに許可を行う。(札幌市長の審査結果報告から1日以内) ・消費について、特別に隔離され、消火環境が整った特定場所での許可申請については、要件の緩和若しくは届出制への移行を提案する。 ・撮影のための火薬類の運搬に係る都道府県公安委員会への届出は、札幌市長に行い、札幌市長が火薬類取締法第19条に基づき、運搬証明書を交付する。 ※札幌市長の審査業務は、ロケコーディネイト会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とする。 ※71人以上の撮影の場合は以下による。 ・札幌市長へ許可申請書提出 ・札幌市長が審査し、併せて、市内関係行政機関と協議を行い、合意された案件を都道府県知事は直ちに許可する。	過去に、海外大型映画を含め札幌・北海道での撮影機会を逸したケースが多数あり、そのいずれも、撮影許可手続きの窓口の多さと煩雑さが一つの原因となっている。(実際に外国からの撮影隊が事前に、関係各所に直接、許可申請を行う事は事実上困難である。) このため、許可権限の一部委譲とワンストップ化により、迅速に手続を処理できる体制整備を行い、ロケ等映像制作の拡大を図る。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しき、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の緩和、権限の委譲、許認可取得に係る申請窓口の一元化により、国内外から、札幌における映像制作の大幅な増加を図る。	火薬類取締法第17条第1項、第19条第1項、第2項、第3項、第24条第1項、第25条第1項、第27条第1項	経済産業省		○				
	撮影等映像制作に係る許可権限の委譲およびワンストップ化④ ◆航空法の特例 (撮影済みフィルムに対する空港での航空保安検査(X線透視手荷物検査)の緩和及び窓口一元化)	航空法第86条の2に基づき、ハイジャックやテロ防止のため、各航空会社が運送約款を定め空港で保安検査業務を実施している。各空港では保安検査業務を受託した警備会社等の検査員が、搭乗客の所持品及び機内持込手荷物に対し、「X線透視手荷物検査」を実施している。これにより、撮影済みフィルムが感光して上映不能となるため空輸できないという問題がある。	<b>&lt;航空保安検査権限の一部委譲&gt;</b> ・各航空会社が行うこととされている航空保安検査の権限を、撮影済みフィルムに限って札幌市長にも付与して、札幌市長が検査を行う。空港では札幌市長の検査証を提示することで機内持ち込みを可能とする。 ・札幌市長の検査業務は、ロケコーディネイト会社(有償ガイド)などへの民間委託を可とし、財団法人空港保安事業センターの空港保安研修などの教育訓練を受けた者を検査員とする。 ・検査方法は、フィルム缶の封印前に、上記検査員が目視により行う。	撮影済みフィルムに対する航空保安検査(X線透視手荷物検査)の実施により、映像制作事業者の業務を停滞させるといった障害があり、X線透視以外の方法で且つ検査主体も札幌市長に委譲することで、迅速な対応が可能となり、映像制作事業者のストレスを解消することができる。 (相対的に映像制作事業者へのインセンティブとなり国内外から札幌・北海道での映像制作の増加に資する。)	ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しき、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の緩和、権限の委譲、許認可取得に係る申請窓口の一元化により、国内外から、札幌における映像制作の大幅な増加を図る。	航空法第86条の2	国土交通省		○				○

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)

提案団体名:札幌市

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	撮影等映像制作に係る許可手続きのワンストップ化① ◆港湾法関係 (撮影に係る港湾使用許可の窓口一元化) ※札幌市内に港湾なし	撮影において港湾を使用する場合、港湾法第13条に基づく各港湾局の規程又は港湾法第33条に基づく各地方公共団体の条例により、各港湾管理者による許可が必要となっている。 このため、撮影に係る他の手続きを含め、申請窓口が多数存在し、手続きにも日数を要する。	<港湾使用許可等窓口の一元化> ・撮影のための港湾使用許可申請について札幌市が相談を受け、各港湾管理者に直ちに引き継ぐ。	過去に、海外大型映画を含め札幌・北海道での撮影機会を逸したケースが多数あり、そのいずれも、撮影許可手続きの窓口の多さと煩雑さが一つの原因となっている。(実際に外国からの撮影隊が事前に、関係各所に直接、許可申請を行う事は事実上困難である。)このため、許可権限の一部委譲とワンストップ化により、迅速に手続きを処理できる体制整備を行い、ロケ等映像制作の拡大を図る。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しさと、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	ロケ撮影等映像制作に係る申請窓口の一元化により、国内外から、札幌における映像制作の大幅な増加を図る。	港湾法第13条、第33条第1項	国土交通省						○
	撮影等映像制作に係る許可手続きのワンストップ化② ◆自然公園法関係 (撮影に係る国立公園・国定公園使用許可等の窓口一元化) ※札幌市内に国立・国定公園なし	国立公園特別地域、特別保護地区、海域公園地区内で撮影のための造作などをとする場合は環境大臣への許可申請又は届出(国定公園は都道府県知事への許可申請又は届出)が必要である。 撮影に係る他の手続きを含め、申請窓口が多数存在し、煩雑となっている。	<国立・国定公園使用許可窓口の一元化> 撮影のための国立・国定公園の使用許可申請又は届出について札幌市が相談を受け、環境大臣若しくは都道府県知事に直ちに引き継ぐ。	過去に、海外大型映画を含め札幌・北海道での撮影機会を逸したケースが多数あり、そのいずれも、撮影許可手続きの窓口の多さと煩雑さが一つの原因となっている。(実際に外国からの撮影隊が事前に、関係各所に直接、許可申請を行う事は事実上困難である。)このため、ワンストップ化により、手続きを迅速に処理できる体制整備を行い、ロケ等映像制作の拡大を図る。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しさと、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	ロケ撮影等映像制作に係る申請窓口の一元化により、国内外から、札幌における映像制作の大幅な増加を図る。	■許可を要する行為 自然公園法第20条第3項(特別地域)、第21条第3項(特別保護地区)、海域公園地区(第22条第3項) ■認定を要する行為 自然公園法第24条第1項(利用調整地区への立ち入り) ■届出を要する行為 自然公園法第20条第6項ないし第8項(特別地域)、第21条第6項、第7項(特別保護地区)、第22条第6項、第7項(海域公園地区)	環境省						○
	特区におけるロケコーディネートの充実① ◆有償ガイドを核としたロケーションコーディネートの新たな仕組みづくり	現時点では、撮影に係る安全性とコンプライアンスの確保及び優良なロケ地の保全業務に対応するための人材が不足している。	・ロケーションコーディネートに有償ガイド制を導入し、特区一元化窓口(札幌市長)への登録制とする。 ・有償ガイドは、ロケーションコーディネーションに係る十分な実績を有し、所定の研修を受講した者に資格を付与する。 ・収益の中の一部を交通安全推進団体や環境保全団体・環境系NPO等に寄付することを通じ、ロケ地の環境保全のために還元される仕組みを設ける。 ・有償ガイドは、ロケーションコーディネートや撮影ルール遵守のための監視のほか、査証取得、在留期間更新、撮影許可手続などの代行業務、撮影許可審査業務、撮影済みフィルムの航空保安検査業務などを行う。	窓口一元化による権限委譲とワンストップ化と併せて、撮影に係る安全性とコンプライアンスの確保及び優良な撮影地の保全に係る業務に対応するため、早急にこれを行う人材を確保する必要がある。また、ロケ地保全のための資金を確保する必要もある。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しさと、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	ロケ撮影等映像制作に係る申請窓口の一元化やロケコーディネートの充実により、国内外から、札幌における映像制作の大幅な増加を図る。	総合特別区域法第43条(通訳案内士法の特例)を参考とした制度新設	内閣府						○
	特区におけるロケコーディネートの充実② ◆映像撮影に係るファミリーマネジメントの促進	建物、施設、文化財等を撮影のために使用する際には、現場環境の保全、安全管理、原状回復等に慎重な対応が求められるため、それらが障害となり、極めて優良な施設であっても撮影等に利用できないケースや撮影許可の取得に労力を要する事例がみられる。	映像撮影現場の対応に精通した民間組織(有償ガイド)が、施設をロケ等で使用する場合の対応や施設管理を施設保有者から受託する「ファミリーマネジメント」を促進し、有償ガイド制による収益還元システムを通じて当該施設の保全修復に役立てる。	ファミリーマネジメントの推進により、優良なコンテンツ制作資源である札幌(北海道)のロケ地保全を図る。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しさと、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	ファミリーマネジメントの促進により、撮影許可の取得が困難であった文化財・施設等の撮影ニーズに応え、国内外から札幌における映像制作の大幅な増加を図る。併せて、優良なコンテンツ制作資源である札幌のロケ地保全を図る。	①文化財保護法第30条～第34条、第80条 ②国有財産法国有財産法第18条第6項、第20条第1項	文化庁 財務省						○

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)

提案団体名:札幌市

提案事項管理番号 ※ 事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	特区におけるロケコーディネートの実施③ ◆道路運送法の特例(有償ガイド等が有償で撮影スタッフを車両輸送する場合の道路運送法適用除外)	道路運送法において、有償で人員を車両輸送する場合には国土交通大臣の許可が必要で、運賃を届け出なければならぬ。ロケの現場においては撮影スタッフの輸送は頻りにあり、国土交通大臣の許可がなければ、有償ガイドがロケ地を案内する際の輸送に係る経費を撮影スタッフから徴収できないという問題がある。	ロケコーディネーター(有償ガイド含む。)が撮影スタッフの車両輸送を有償で行う場合においては、道路運送法上の適用から除外し、国土交通大臣への許可申請や運賃届出を不要とする。	当該人員輸送の目的は、自動車運送事業を実施しようとするものではなく、ロケ支援業務に付随する人員輸送である。また、有償としたのは、継続的なロケ支援のために輸送経費の負担を撮影スタッフに求めるものであることから、道路運送法の適用外とすることを明確にすることで、活発なロケ支援を行うことができる。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しき、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	ロケ撮影等映像制作に係る申請窓口の一元化やロケコーディネートの実施により、国内外から、札幌における映像制作の大幅な増加を図る。	道路運送法第4条、第5条	国土交通省	○					
	特区におけるロケコーディネートの実施④ ◆道路運送法の特例(撮影のための歩行者又は車両等の一時的な通行禁止、通行制限を警察官以外の者=有償ガイドに認める。)	道路運送法第6条第4項において、道路の通行を禁止、制限する行為は警察官のみ認められており、撮影現場で道路を使用する際に警察官が立ち会わなければならぬ撮影を進行することができない。	事前に管轄警察署長の許可を得て、撮影に係る一定時間のみ道路の通行を禁止・制限する場合には、有償ガイドに通行規制をさせることを認める。また、通行禁止、通行制限を実施する道路においては、安全を確保した上で、撮影に必要な範囲でシートベルトの着用義務などを緩和する。	撮影を円滑に進め、警察のコストを抑えるため、ガードマン又は有償ガイドによる通行規制を認める。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しき、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の緩和、権限の委譲、許認可取得に係る申請窓口の一元化により、国内外から、札幌における映像制作の大幅な増加を図る。	道路運送法第6条第4項	警察庁	○					
	特区におけるロケコーディネートの実施⑤ ◆道路運送車両法の特例(撮影用車両など保安検査を前提としない未登録車両の自動車臨時運行許可の緩和)	道路運送車両法第35条第1項により、「臨時運行の許可は、当該自動車の試運転を行う場合、新規登録、新規検査又は当該自動車検査証が有効でない自動車についての継続検査その他の検査の申請をするために必要な提示のための回送を行う場合その他特に必要がある場合に限り、行うことができる。」とされており、保安検査を前提としない未登録車両などの申請は要件に該当しない。このため、撮影用の未登録車両に臨時運行許可が下りないという問題がある。	特区の区域内に限り、撮影のための自動車臨時運行については、保安検査を前提としない未登録車両であっても一定の安全が確認できる場合に適用する。	撮影用の未登録車両等の運行機会を増加させることで、映像制作事業の活発化を図る。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しき、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の緩和、権限の委譲、許認可取得に係る申請窓口の一元化により、国内外から、札幌における映像制作の大幅な増加を図る。	道路運送車両法第35条第1項	国土交通省	○					
	窓口一元化に伴うロケコーディネートの実施⑥ ◆地域新成長産業創出促進事業の活用	既存事業においては、ロケ支援のためのワンストップ窓口整備といった地域組織強化事業が対象となっていない。	札幌での撮影許可等の窓口一元化により手続きに係る時間を大幅に短縮し、また、有償ガイドによるロケコーディネートなど先駆的取組を実施するなどして、国内外からの映像制作が拡大される環境を整備する地域組織強化事業を実施することにより、新たな雇用や新事業の創出を図る。	映像制作による地域経済の活性化、競争力強化を図るため、これまで蓄積してきたロケ支援に係るノウハウを積極的に活用し、窓口一元化や有償ガイドによるロケコーディネートなどの先駆的取組により、映像産業及びそこから波及する観光産業を成長させる。そのためには事業実施手法の拡充が必要と思われる。	ロケ撮影等映像制作に係る規制の厳しき、手続きの煩雑性が障壁となり、環境の似た他国にロケ地を奪われる結果となっている。	ロケ撮影等映像制作に係る窓口一元化といった地域の受け入れ組織の強化を図り、迅速な撮影許可手続きを行うことで、国内外から、札幌における映像制作の大幅な増加を図る。		経済産業省		○				

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)

提案団体名:札幌市

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	インセンティブ創設① ◆コンテンツ産業振興に資するファンドの創設及び運用（投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例）	わが国は映像制作資金の提供やインセンティブの充実度が海外に比べて弱く、札幌・北海道においても、資金の確保が地元におけるコンテンツの制作数や国際共同制作件数を大きく増加させられない要因の一つとなっている。また、投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条において、投資対象を限定列挙しておりますが、ここから、合同会社、合名会社、合資会社、有限責任事業組合、民法上の任意組合（投資ファンドとして組成されるものを除く）が除かれており、仮に、投資対象となるコンテンツビジネスの主体がこれらの形態をとった場合、投資対象から外さざるを得ないこととなる。	・映像コンテンツの制作を投資対象とするファンドを創設し、積極的な運用を行う。同ファンドは、コンテンツの制作・流通・視聴を通じた観光や食等の商品の消費、サービスの消費に波及させる狙いと回収リスクの回避に資する投資案件のポートフォリオ化の観点から、映像コンテンツの制作だけでなく、それに付随する商品開発や作品のネーミングを活用したブランド展開も含め活発な運用を行う。 ・ファンドの運用には、札幌市出資団体である財団法人さっぽろ産業振興財団を中心に、地元金融機関、ベンチャーキャピタルが参画しており、ノウハウを蓄積していることから、それらの主体を中心に事業化を行う。 ・投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条に投資対象として、合同会社、合名会社、合資会社、有限責任事業組合、民法上の任意組合を追加する。	ファンドの創設・運用により、コンテンツ制作を資金面で支援し、また、投資対象範囲を拡大することで、コンテンツの制作数の増加を図る。		映像制作の促進に資するファンドの創設・運用と、それに係る規制緩和により、映像制作を資金面で支援し、映像制作数を増加させ国際競争力強化を図る。	投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条	経済産業省	○			○		
	コンテンツ流通の促進① ◆Visit Japan事業活用による映像コンテンツ素材データベース化	訪日旅行の動機付けとなり得る情報の集中的な海外発信等の外国人旅行者の誘客促進等を目的とした事業で、映像を活用したプロモーションも実施している。 今後、こうした映像群の2次利用を含め、映像コンテンツの供給量を増加させる施策が必要となるが、そのためには地域の映像制作事業者等が保有する映像素材をデータベース化し、その映像素材群の活用を本事業の対象にすることが有効である。	映像素材の有効活用による商品化、二次利用の促進を目的に、道内の映像制作会社が保有する映像コンテンツ素材のデータベース化を図り、商品としての映像の供給量増加させるとともに、それらの映像が観光産業や食等の貿易促進に向けた良質なプロモーションの素材として活用されるよう促す。	道内の映像制作会社には、北海道のPRIに資する映像素材が多数存在し、それらを再編集することによって活用できるものも多い。これらを地域全体で有効活用することにより、映像コンテンツの供給量を増加させ、露出によるプロモーション効果により北海道観光の振興に資する取組となる。	コンテンツ流通におけるインセンティブの欠如及び営業機会の不足が、コンテンツ流通の拡大や観光等他産業への波及を阻む課題となっている。	映像コンテンツの供給量の増加を図り、映像の露出によるプロモーション効果により、観光や商品輸出などに波及させる。		観光庁			○			
	コンテンツ流通の促進② ◆コンテンツ産業強化対策支援事業の活用	我が国コンテンツ産業の海外展開のため、国際見本市の開催や官民対話による共同製作の推進等を実施する事業であるが、その実現を支援する手段としてIT技術の活用（システム整備・運用）は対象となっていない。	・コンテンツ流通促進のため、札幌国際短編映画祭における見本市機能を強化するとともに、海外に対してロケ地誘致を実施する。 ・国際見本市での商談を支援するため、民間クラウドサービスを活用して、各種映像作品や上記データベースの映像素材などを来場者が会場で映像検索や閲覧ができ、また来場者のうち会員となる者に対しWEB等で常時検索・閲覧できる商談支援サービスを提供する。（映像制作者の会員に対しては、同クラウドサービスを活用して、ロケ誘致のPRを行う。）	現行の事業は、国際見本市やロケ誘致などのソフト事業であるが、事業をより効果的・効率的に推進するためには、IT技術の活用など、ソフト・ハード両面からビジネス支援を行うスキームへ拡充する必要がある。	コンテンツ流通におけるインセンティブの欠如及び営業機会の不足が、コンテンツ流通の拡大や観光等他産業への波及を阻む課題となっている。	国際見本市の開催やロケ誘致について、ソフト事業と併せてIT技術の活用により、さらに効果を高め、コンテンツの輸出拡大や札幌における映像制作の大幅な増加を図る。		経済産業省				○		
	コンテンツ流通の促進③ ◆コンテンツ輸出収益課税の特例	現行の所得税、法人税においては、コンテンツ輸出収益に対して一律の税率で課税されるが、コンテンツの海外向けの商品化にあたっては、翻訳・字幕制作、パッケージング等に時間とコストを要し、負担が大きい利益率が低い。	コンテンツの海外輸出収益額に対する税率を0%とする。もしくは、コンテンツの海外向けの商品化に要する経費を課税所得から控除する。	道内の放送局やコンテンツ保有企業等によるコンテンツの輸出を促進するため、税制上の優遇措置を講じることで輸出向けの商品化を促す。	コンテンツ流通におけるインセンティブの欠如及び営業機会の不足が、コンテンツ流通の拡大や観光等他産業への波及を阻む課題となっている。	税制優遇による道産コンテンツ輸出の国際競争力強化を図る。	法人税法第5条、第66条 所得税法第7条、第89条	財務省			○			

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。（複数記入可。）



## 別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	札幌コンテンツ総合特別区域協議会
地域協議会の設置日	平成 23 年 9 月 8 日（任意協議会の設置日：平成 23 年 1 月 28 日）
地域協議会の構成員	※別表のとおり。
協議を行った日	<p>&lt;地域協議会&gt; 平成 23 年 9 月 8 日、9 月 21 日 （法定協議会以降前：平成 23 年 1 月 28 日、2 月 24 日、8 月 5 日）</p> <p>&lt;個別協議&gt; H23 年 8 月 22 日：北海道経済産業局との検討会を開催（北海道担当者参加） H23 年 8 月 23 日：北海道運輸局との検討会を開催 H23 年 8 月 26 日：環境省北海道地方環境事務所との検討会を開催 H23 年 8 月 26 日：ホワイト&amp;ケース法律事務所 荻原雄二弁護士（ジャパンフィルムコミッション顧問）との法務勉強会を開催 H23 年 9 月 20 日：北海道警察本部交通部交通規制課と事前協議を実施</p>
協議の方法	協議会の開催及び個別協議
協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 名称が「札幌コンテンツ特区」となっているが、規制特例の対象エリアは道内全域に関わってくると思われる。その名称との絡みで、規制特例対象エリアをどう考えるべきか。</li> <li>2. 区域の問題が出ているが、当面札幌市だけでやるということだが、例えば申請のワンストップ化とか、有償ガイド制とか、札幌だけで完結しない撮影や映画制作もあろうかと思う。</li> <li>3. 規制特例については今後道内の他市町村へ広げていく必要があるが、当面札幌地域内での適用で、テストベットとして効果を確認しつつ、今後道庁とも連携しながら拡大していきたい。</li> <li>4. 区域の関係で、札幌市の区域としている。撮影の規制に関しては北海道全域がベストだが、区域設定をするときには関係市町村の同意も必要になるということで今のかたちとなった。北海道で扱う規制としては、例えば火薬取締法の件では都道府県知事の許可の部分とか、国定公園の許可の部分とか、道警に関する部分である。北海道としても出来る限りの規制特例の協力をしていきたい。今後は規制特例のエリア拡大について、北海道としてできる限りの協力をしたいと考えている。</li> <li>5. 規制特例によりどれくらいロケが増加するのか。或いは許可の申請が 1 ヶ月のところが 5 日になればロケが増加するのか、あるいは 1 日になればかなり増加するとか、どれくらいの経済効果に繋がるかというのが、上手</li> </ol>

く整理する必要がある。

6. 単なるコンテンツではなく、北海道のライフスタイル全体を発信していくことが大きな柱になる。例えば北海道の若い女性のスタイルが他国の女性達に人気が出て北海道ブームにつながっていくことが考えられる。
7. 映画を見るとその国のことがよく分かる、文化がわかる、人が分かる。たとえば観光という意味では、その風俗歴史とか人を映画で観させることができる。正しい情報が乗っているパンフレットを映像という形で表現できれば正しい方向の観光にも波及するし、それ以外の作品にも波及していく。
8. 映画の成功だけでなく、北海道の産業を、映画を通じてライフスタイルの提案として、全国、また、アジアを中心とした海外の方々に北海道の魅力を知っていただくということも有益である。
9. ロケを誘致することで、他産業への波及し、雇用創出に繋がるので非常に有益である。
10. ワンストップサービスについて、イメージだけありながらなかなか実現できてこなかった実情ある。規制特例、許認可の一元化は、我々が真摯に取り組んでいかなければならない大事なテーマである。
11. 規制特例では、撮影の許認可に時間が少しかかるので、その辺をスムーズにできれば、その分コストが安くなる。そうなれば、ロケ地として選ぶ際には非常に有効である。海外メディア招聘事業も活発化する。
12. ロケ支援窓口の一元化と同時に時代に即した新たな規制特例を設ける。両方検討しなければよい形の特区にはならない。現場ではとにかく書類が多くて出先も多い。市内であれば取りに行けるが、地方ではそれを取るためだけに数時間費やすことになる。郵送をしてくれないこともある。
13. 映画制作において、札幌などの都市部になると、道路使用許可や特殊車両といった規制に関して、かなりハードルがある。今回この特区の中で規制特例はもちろんのこと、許認可権限の委譲及びワンストップ化、これが実現されると非常にスムーズに有益なものとなる。
14. 海外の映像制作者からは、基本的に、今日みたいに天気がいい、今、ここでこれを取りたいという話が良く出てくる。規模が小さいレベルであれば問題はないが、映画レベルで日本と他の国のシステムの違いが出てくる。韓国ドラマも、監督がその日の天気と役者の気分を見て、その日の撮るシーンを決定するので、その日の天気次第で、その日許可が取れるというのがポイントとなる。ここで1週間かかりますといわれても、そのときの天気はわからないので、スパンとしては、当日対応できるというのが理想である。

15. 「レオニー」は、撮影地を選ぶに当たりインセンティブが一番大きかった。アメリカでは、使った費用の20%を還元していただき、結果的に、費用5億円のうち、約1億円が還元された。来年、北海道をメインとして、映画を作る予定だが、制作についてはインセンティブが一番有効と思う。
16. 道外、海外のテレビ局、現地のファッション雑誌、観光雑誌といったメディア関係者を招聘して実際にファムトリップを経験してもらっている。そこで色々な映像を撮っていただき、雑誌であれば広告掲載、テレビであれば放送していただくといった事業を実施している。特区が立ち上がり機能することでその事業の経費の部分、あるいは現地調査という部分について少しシェアできる施策が整えばよいと思う。
17. 海外向けに特にアジアへ、観光客誘致の番組を作っている。今も製作しているのが、シンガポールからアジア、中東、欧州向けの番組である。番組制作で一番困るのは資金繰りである。
18. 映画「レオニー」ファンドについて、地域の資金を交えることによって地域発信の映画を作るというコンセプトは非常に意義があった。制度的な部分でファンドの組成のしやすさというものを追及しないと資金を集めるのは難しい。
19. ファンドは、コンテンツだけでは、興行が失敗に終わるとそれで全てがダメになってしまい、リスクが大きい。多様な用途に使えるファンドとして造成するのが望ましい。
20. コンテンツ特区のファンドについては、これまで我々がベンチャーファンドとして運用してきたファンドとは、全く異なった運用の仕方しなければならない。「レオニー」ファンドを運営して、反省と課題というのが色々ある。一般のベンチャーファンドであれば難しいが、明確な出口として、株式公開（IPO）での売却がある。ファンドは大きなリターンを得られ、大きなリスクをポートフォリオの中で解消するというのが良いところである。そのポートフォリオをどう組んでいくかが重要である。経済効果は地域にとって非常に重要だが、投資をする立場からすると、経済効果が直接投資家へのメリットではないので、投資家にも収益が還元されてこそ、継続してファンドを運営できることになる。
21. ファンドの一次回収と二次回収について、行政関係の官民ファンドでやった場合、官のほうは二次回収に主体を置く（結果的に観光に波及すればよいなど）。ところが民間サイドは、目先の回収を考える。つまりコンテンツそのもの（DVDパッケージ等）による一次回収を考える。官民両方が資金をフラットに入れると、一次が優先なのか、二次が優先なのかということでもめることになる。ファンドの議論の中に優先回収プランを必ず議

論のポイントにしておかなければならない。

22. 投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条において、投資対象を限定列挙しているが、合同会社、合名会社、合資会社、有限責任事業組合、民法上の任意組合（投資ファンドとして組成されるものを除く）が除外されており、仮に、投資対象となるコンテンツビジネスの主体がこれらの形態をとった場合、投資対象から外さざるを得ないという問題がある。
23. 映像スタッフの国際化。NYからアメリカの番組が来たときに、日本にいるアメリカ人に通訳を依頼したが、やはりロケ専門の通訳を育てなければならぬと思う。これも時間のかかることなので、地道にかつスピーディーにやらなければ数年後も同じ結果になると実感している。
24. 海外、特に新しいロケーションができるロケ地をプロモーションしていくのは非常に効果的で、それを管理運営、プロモーションを当 NPO でやっているが、公的なものもやっていくべきと考えている。  
併せて、管理をしていく為の人材、ロケーションマネージャー、ロケーションコーディネーターと呼ばれる人間も資格制度として確立する。ロケ全般を十分理解して支援ができる資格を持った者がロケの支援をするという資格制度（有償ガイド）を今後実施していきたい。
25. 海外番販は7,8年前から取り組んでいるが、それがどう評価されているかよく分かっていなかった。それが具体的にわかるとアイデアも出てくる。それは誰に相談したらよいかとなったときに、この札幌コンテンツ特区協議会と一緒にやっていくと話が早いと思う。
26. 以前海外向けに番組制作に取り組んだことがあり、海外航空会社の機内放送に結びついたことがある。新しい展開で新たなビジネスチャンスとして生まれたということは評価したい。もっと大きな意味で北海道にある冬の生活文化とか、アジアの地域の中でも比較優位の文化性というものを、様々な制作者に捉えてもらうチャンスは増やしていかなければならないと思う。
27. テレビ局では、番組のために撮影した「北海道の映像」が、相当のストックとして残っている。これを2次利用（再編集）して海外番販に取り組んでいるが、道内での日々の視聴率を意識して撮影しているものを海外向けに再編集し、多数番販するのは相当の労力を要する。現在は2次利用を意識して撮影を行い、尚且つ視聴率をとれる方法を考えている。
28. テレビ局では、視聴率を取らなければいけないという中で良質なものを撮り続けているという現状から、その中でも海外に販売可能な素材として持っていけるものがたくさんあるかと思う。多くのコンテンツが露出せずに残っており、一瞬の露出だけで埋没しているものもあるかと思う。



なので、現場に負担をかけない形で露出するスキームをこの特区の中に組み込む必要がある。

29. 映像コンテンツの国内外への販売増進事業の中で、映像コンテンツデータベースの構築とあるが、このデータベースの素材は放送局が持っている。

各局それぞれデータベース化に取り組んでいるが、それぞれの事情があり、各局の資産でもあることから簡単ではないが、観光分野や食分野で、地域の映像を使いたいという要望がある。こうした要望に応えるべく、フリー、有償の検討はこれからだが、地域が使える映像をストックし、これをデータベース化し、他業者が使えるというものが構築できればよい。

30. 弊社の事業計画には、海外へ向けての制作は、レギュラーでは入っていない。安定供給をしていくためには、どのようなニーズがあるのかということをつかまなければならない。

もう1つは、海外への番組販売に関する再編集である。データベースが無いと、注文やある程度の問い合わせも起こってこないなので、その事業に関しては協力していきたい。

31. 当NPOでは、ファシリティマネジメントというのを、去年から始めている。歴史的な建造物が札幌市内にあり、ロケ地として使いたいというリクエストが多い施設もある。所有者がロケに対して非常に嫌な思いをしたとかで、今まで貸してくれなかった施設もあったが、当NPOがファシリティマネジメント契約を結び、ロケの際には、必ずNPOの会員がロケに立ち会い、ロケの管理をしている。現在約30件の管理物件を持っている。これに関しては民間の建物を中心だが、やはり国立公園、道立公園とか、公共的な施設を使いたいという声もあり、今後そのようなものも管理物件として増やして紹介していきたい。また、その受入れ機関を拡充する必要もある。

32. 映画「レオニー」を応援しており、我々が広告をしたかったが、自社ビルが大通に面しており、ビルから垂れ幕広告を許可してもらえなかった。特に大通は、景観条例だとか、何かそういったところも含めて、見直していただきたい。内部での見直しになるかと思うが、その辺の規制緩和なども考えていただきたい。

33. 主に海外からの観光客を増やすという事業を実施しているが、その中で映像というものが非常に重要なコンテンツとして機能している。特区申請の中で目指している窓口一元化するという考え方については非常に賛成できる。特区認定されなければ予算の部分は非常に厳しいこともあると思うが、目指すものについては、特区の認定にかかわらず、進めていくべきと思う。

34. 撮影許可の一元化で鍵になるのが、外部に対しての一元化と、もう一つ、

内部における一元化である。これは札幌市もそうであり、財団法人さっぽろ産業振興財団もそうだが、特に財団法人さっぽろ産業振興財団が経済局以外のところをいかにコントロールするハブとなりうるかというのが、成功の肝になる。

35. 販売と人材育成はセットで考える要素もあり、人材育成という個別の能力向上だけではなく、各放送局は香港フィルムマートなどに出展されているようだが、そこでの人脈形成も人材育成となる。人脈形成ができれば、結果的に販売量が増えるということに繋がる。また、海外からキーパーソンを呼んで、国内での海外研修を実施することによる人材育成、人脈形成もある。
36. 現状では映像スタッフ専門の映画学校もなく、撮影のプロを育てるところもない。本当のプロを育てるには現場に連れてくのが一番と思うので、それがカリキュラムで成立するような人材育成プログラムが必要になってくる。

<以下個別協議による意見>

37. 特区で申請する事業のうち、許認可一元化（有償ガイド制度）の事業に地域新成長産業創出促進事業の活用が考えられないか。現行では、対象事業がビジネスマッチングと新商品開発に限られており、これを組織力強化により地域の競争力強化を図る事業に対象を拡充することも考えられる。

38. Visit Japan はプロモーション事業。映像を使って海外へ情報を発信したり、旅行代理店に来てもらって海外に広告を出したりというもの。通常は映像系の事業は2つ

①メディアを招へいして事業が終わるもの。枠代などは出さない。

②枠代まで確保して共同で作ったり、テレビ局で作ったりする。

複合的な事業になると、映像に関連した旅行商品まで販売する。そういう広がりがある事業の方が採択される。

映画やドラマは、現状ではVJの対象にはなっていない。もし、映画やドラマを対象に入れる希望があれば、VJを拡充してもよい。

映像素材の共有化について、現状は写真すら共有化されていない。

一つの自治体であっても、多数の協議会があり、さらに協議会の下に協議会があり、主体がどこなのかがわからないことがある。これも映像や写真が共有化されない原因の一つである。特区拠点組織の中に一括でライブラリー化する方法もある。クラウドで出していけば、クリアになるのではと考えている。管理も特区組織で一括してやっているとすれば、福祉

でも観光でもフリーで使えるようになる。自治体や旅行代理店が何かを作りたいといったときに利用できる。Visit Japan はプロモーション予算であるが、映像素材が共有化されれば、映像系事業をさらに充実させることができる。

39. 国立公園内の許可手続きが必要な場合は以下の3つ

- ①線路を引く場合（カメラ移動など）
- ②足場や、仮設を建てる（大掛かりなもの）
- ③車両の乗り入れ

上記申請について、許可をしなかったということはなかったが手続きに1カ月位かかる。

40. 権限を持つ行政庁としては規制の目的があり、規制を緩和するためには理由が必要。駐車違反取締りを民間委託した例などを検証するとよい。

規制緩和というよりもコンテンツ制作のために、バラバラになっている撮影許可手続きの窓口を一本化するというところに目的をおくほうがよい。

無許可撮影の実態があるとすれば、有償窓口は敬遠される可能生もあるが、悪質撮影者を排除するフィルタリングになり得る。コンプライアンスをクリアしたコンテンツとしてブランド化できる。また、ファンドの利用といったインセンティブもセットであれば、投資家にとってもコンプライアンスをクリアしていることはメリットになる。さらに、国としても撮影に係るコンプライアンスを推進するというメッセージを打ち出せる。

41. 旅番組、食番組が海外で人気があり、輸出実績といったデータを特区推進組織が集約し、観光事業者、食品事業者等にフィードバックする。そのことで、観光、食等の事業者がコンテンツに投資する枠組みを構築する。

コンテンツ輸出促進に係るファンドの活用、税制優遇による投資促進もメニューとして検討すべき。

42. 道路使用・占用許可について、ある地域の道路によっては管轄警察署長や道路管理者が異なる場合があり、担当窓口を一元化することにはメリットがある。特区推進組織の推薦書があれば道内警察署や道路管理者は原則的に撮影許可する方法があり得る。撮影規模によって許可要件を軽減させる方法もある。

43. 特殊車両通行許可について、国道、道道、市道等、道路管理者が多数あり一元化のメリットあり。特区推進組織の推薦書があれば道路管理者は原則的に撮影許可する方法があり得る。

44. 火薬等の使用許可等について、現状、譲受＝都道府県知事許可、運搬＝公安委員会届出、消費＝都道府県知事許可であり、窓口一元化のメリットあり。特区推進組織の推薦書により原則許可の方法もあり得る。ただ、危

険物に関して簡単には規制緩和できないのではないかと。

45. 国立公園の使用許可について、現状、貸しきりたい場合、工作物を設置する場合に許可が必要とされる。(山陰地方では三脚が工作物とみなされる例もあった。) 立ち入り制限区域でなければ撮影は原則許可されている。都市公園条例は市での緩和を検討すべき。

46. 空港の使用許可について、空港は、手荷物検査場以降は国土交通省の管轄で撮影はできない。それまで一元化は不要と考える。

47. 空港からの撮影済みフィルムの持ち出しについて、現状、航空運送事業を営む者が手荷物検査をすることになっている。空港の手荷物検査で撮影済みフィルムにX線を投射され感光してしまうので、この航空会社が行う検査業務を特区推進組織に委託できればよい。大韓航空、DHLは特例を実施している。

48. 外国からの撮影クルーの査証取得、在留要件の緩和について、ロケ隊は観光ビザ(90日滞在可)で入国している。通常は金銭の授受という観点で大半の者は日本でお金を貰うことはなく興行ビザの必要はない。問題となるのは、海外から俳優を招聘するような場合に金銭の授受が発生する。現状、興行ビザはハードルが高い。学術研究員として招聘する方法はあるが、海外の撮影者は大学を出ている者が少ない。映像ワークショップに参加する場合は留学ビザの要件にならない。観光ビザで金銭の授受が行われると違反になるが、特区においては堂々と俳優等に対価を支払うことが可能となる新たな資格要件を設けることも考えられる。

49. 有償ガイドが申請者に代わって道路使用許可など撮影許可手続きのための書類を書くことは行政書士の免許がなければ違反になる可能性がある。

無償でも反復性があれば危ういので、行政書士法の緩和も検討する必要がある。

50. 道路運送法において、有償で人員を車両輸送する場合には国土交通大臣の許可が必要で、運賃を届け出なければならぬ。ロケの現場においては撮影スタッフの輸送は頻繁にあり、現状では国土交通大臣の許可がなければ、有償ガイドがロケ地を案内する際の輸送に係る経費を撮影スタッフから徴収できないという問題がある。そもそも運送事業を目的としていないので、有償ガイドの車両輸送は法律の適用からはずしてほしい。

51. 特区で想定するファンドの集め方としては、お菓子の映画を制作するときに地元のお菓子屋さん(数社)が出資したいという場合である。

公募なのか、私募なのか問題となり、資金を集める側が何らかの広告をすることは公募に当たる。公募の場合は金商法の規制が厳しくなる。

・特定の製菓会社に直接依頼に行くのは私募となる。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ L L P（有限責任投資組合）によるクローズなファンドを組する場合も金商法をクリアしている。</li> </ul> <p>52. 特区のファンドを2段階で整理したい。親ファンドは元気ファンドなど特定の者から集め、親ファンドから資金運用の一環として、子ファンド（L L P等）に出資することを検討している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファンドの投資目的を整理する必要がある。L L Pは事業目的を明確にしなければならない。運用する人は受託者責任があり、事業目的に照らして責任を果たしているかどうかを問われる。</li> <li>・ 親ファンドをコンテンツ振興に資する運用というやや抽象的な目的とした場合、特区推進組織のファンドマネージャーにすべてを委ねると運用に失敗したときの責任が非常に重くなるので、ファンドマネージャーを拘束する投資委員会で案件を審査し運用する方法が妥当。</li> <li>・ 提案内容では緩和にニーズはないと思われる。</li> </ul>
意見に対する対応	<p>1. 2. 3. 4. については、意見を踏まえ、指定申請書1ページ「1指定申請に係る区域の範囲」の記載を整理した。</p> <p>5. については、意見を踏まえ、指定申請書2～3ページの評価指標(1)・数値目標(1)、数値目標(1)の設定の考え方の記載を整理した。</p> <p>6. ～9. については、意見を踏まえ、指定申請書6ページ「政策課題③」の記載を整理した。</p> <p>10. ～14. については、意見を踏まえ、指定申請書5・6ページの政策課題①、7ページの解決策①、10ページの事業の内容アの記載を整理した。</p> <p>15. ～22. については、意見を踏まえ、指定申請書6ページの政策課題②、7ページの解決策②、12ページの事業の内容ウ②の記載を整理した。また、22. については、意見を踏まえ、規制の特例措置等の提案書に記載を追加した。</p> <p>23. 24. については、意見を踏まえ、指定申請書7ページの解決策①、10ページの事業の内容ウ②において「有償ガイド」に係る記載を整理した。</p> <p>25. ～30. については、意見を踏まえ、指定申請書8ページの解決策③、13ページの事業の内容ウ②において「映像コンテンツ素材データベース構築」に係る記載を整理した。</p> <p>31. については、意見を踏まえ、指定申請書10ページの事業の内容ウ③において「映像制作に係るファシリティマネジメントの促進」に係る記載を整理した。</p> <p>32. については、意見を踏まえ、指定申請書15ページの「b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定」に係る記載を整理した。</p>

33. 34. については、意見を踏まえ、指定申請書 15 ページの「c) 地方公共団体等における体制の強化」に係る記載を整理した。
35. 36. については、意見を踏まえ、指定申請書 15 ページの「d) その他地域の責任ある関与として講ずる措置」に係る記載を整理した。
37. については、意見を踏まえ、指定申請書 10 ページに記載の「有償ガイド」の運営に係る財政支援措置として、規制の特例措置等の提案書に記載を追加した。
38. については、意見を踏まえ、指定申請書 13 ページに記載の「映像コンテンツ素材データベース」の運営に係る財政支援措置として、規制の特例措置等の提案書に記載を追加した。
39. については、意見を踏まえ、指定申請書 10 ページに記載の「ロケ等映像制作に係る規制緩和、許認可権限の委譲およびワンストップ化」に係る措置として、規制の特例措置等の提案書に記載を追加した。
40. については、指定申請書 5・6 ページの政策課題①、7 ページの解決策①、10 ページの事業の内容ア①の記載を整理した。
41. については、意見を踏まえ、指定申請書 8 ページの解決策③、13 ページの事業の内容ウにおいて「映像コンテンツ輸出促進」に係る記載を整理し、税制特例について、規制の特例措置等の提案書に記載を追加した。
42. ～50. については、意見を踏まえ、規制の特例措置等の提案書に記載を追加した。
51. 52. については、意見を踏まえ、指定申請書 12 ページに記載の「コンテンツファンドの創設と運用」に関する記載を整理し、規制の特例措置等の提案書に記載を追加した。

以上の意見を踏まえた指定申請書及び規制の特例等の提案書その他関係書類を作成し、平成 23 年 9 月 21 日開催の地域協議会に提案し、内容について全会一致で了承を得た。

札幌コンテンツ地域活性化総合特区特別区域協議会  
(略称「札幌コンテンツ特区協議会」)

1 構成員

札幌市	行政機関	
北海道		
北海道放送株式会社	民放・映像製作会社	
札幌テレビ放送株式会社		
北海道テレビ放送株式会社		
北海道文化放送株式会社		
株式会社テレビ北海道		
株式会社プリズム		
株式会社クリエイティブオフィスキュー		
NPO法人北海道映像産業振興連盟		
北海道ベンチャーキャピタル株式会社		金融機関
株式会社北洋銀行		
株式会社北海道銀行		
社団法人北海道観光振興公社	社団・財団	
一般社団法人札幌・北海道コンテンツ戦略機構		
財団法人さっぽろ産業振興財団		

2 オブザーバー

国立大学法人北海道大学大学院 情報科学研究科
総務省 北海道総合通信局 情報通信部
経済産業省 北海道経済産業局 産業部
国土交通省 北海道運輸局 企画観光部
株式会社 QPR

**別添 10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）**

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
ロケ撮影に係る規制の緩和・権限の委譲、許認可取得に係る申請窓口の一元化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆道路交通法の特例&lt;撮影に係る道路（高速道路含む）使用許可権限の一部委譲と許可基準の緩和&gt;【規制の特例措置】</li> <li>◆国有財産法の特例&lt;撮影に係る国有財産使用許可権限の一部委譲と許可基準の緩和&gt;【規制の特例措置】</li> <li>◆河川法の特例&lt;撮影に係る河川占用、工作物設置に係る許可権限の一部委譲と許可基準の緩和&gt;【規制の特例措置】</li> <li>◆出入国管理法の特例&lt;外国からの撮影クルーの査証取得、在留資格要件の緩和&gt;【規制の特例措置】</li> <li>◆行政書士法の特例&lt;外国からの撮影クルーの査証取得申請、撮影許可申請手続等の代行資格の緩和&gt;【規制の特例措置】</li> <li>◆道路法の特例&lt;撮影に係る道路占用許可権限の一部委譲&gt;【規制の特例措置】</li> <li>◆道路法の特例&lt;撮影に係る特殊車両通行許可権限の一部委譲&gt;【規制の特例措置】</li> <li>◆火薬類取締法の特例&lt;撮影に係る火薬類使用許可権限の一部委譲、消費に係る許可要件の緩和&gt;【規制の特例措置】</li> <li>◆航空法の特例&lt;撮影済みフィルムに対する空港での航空保安検査（X線透視手荷物検査）の緩和及び窓口一元化&gt;【規制の特例措置】</li> <li>◆道路運送法の特例&lt;有償ガイド等が有償で撮影スタッフを車両輸送する場合の道路運送法適用除外&gt;【規制の特例措置】</li> <li>◆道路交通法の特例&lt;撮影のための歩行者又は車両等の一時的な通行禁止、通行制限を警察官以外の者＝有償ガイドに認める。&gt;【規制の特例措置】</li> <li>◆道路運送車両法の特例&lt;CM撮影用新車など保安検査を前提としない未登録車両の自動車臨時運行許可の緩和&gt;【規制の特例措置】</li> <li>◆コンテンツ輸出収益課税の特例【税制上の支援措置】</li> <li>◆地域新成長産業創出促進事業の活用【財政上の支援措置】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> </ul>
映像制作等に係るインセンティブ整備事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆コンテンツ産業振興に資するファンドの創設及び運用&lt;投資事業有限責任組合契約に関する法律の特例&gt;【規制の特例措置】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> </ul>
映像コンテンツの輸出促進事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆Visit Japan 事業活用による映像コンテンツ素材データベース事業【財政上の支援措置】</li> <li>◆コンテンツ産業強化対策支援事業【財政上の支援措置】</li> <li>◆コンテンツ輸出収益課税の特例【税制上の支援措置】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> </ul>

※ 新たに提案したものに加え、総合特別区域基本方針第5「総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画」に記載されているものについても、記載してください。

※ なお、新たに提案したものについては、「新たな提案」の欄に「○」を記載してください。



別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	札幌市	担当部署名	経済局産業振興部 ものづくり産業課	担当者名		電話番号		E-Mail	
総合特別区域の名称	札幌コンテンツ特区			国際・地域の別	地域	対象地域	札幌市	計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 27 年度 ( 4 年間)	

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規 拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段)				(単位:千円)
									H24	H25	H26	H27	
1	地域新成長産業創出促進事業	成長産業における先駆的事業、 事業のノウハウ移転、先駆的事例 の全国的な情報共有	民間事業者	経済産業省	地域新成長産業創出事業	拡充	撮影等許認可窓口一元化(有償ガイド 制導入)等による映像制作支援体 制の強化など、地域組織強化事業を 対象事業とする。	188,000	32,000	42,000	52,000	62,000	
								188,000	32,000	42,000	52,000	62,000	
2	Visit Japan事業	訪日旅行の動機付けとなり得る情 報の集中的な海外発信等の外国 人旅行者の誘客促進等	民間事業者	観光庁	Visit Japan事業	拡充	観光プロモーション映像の配信のた め、映像素材のデータベース活用を 対象事業とする。	48,000	12,000	12,000	12,000	12,000	
								48,000	12,000	12,000	12,000	12,000	
3	コンテンツ産業強化対策支援事業	我が国コンテンツ産業の海外展開 のため、国際見本市の開催や官 民対話による共同製作の推進等 を実施	民間事業者	経済産業省	コンテンツ産業強化対策支 援事業	拡充	コンテンツ流通促進のため、札幌国 際短編映画祭における見本市機能 を強化するとともに、海外に対してロ ケ地誘致を実施する。	108,000	27,000	27,000	27,000	27,000	
								108,000	27,000	27,000	27,000	27,000	
4								0					
								0					
5								0					
								0					
6								0					
								0					
7								0					
								0					
8								0					
								0					
9								0					
								0					

<記載要領>

- 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
- 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。
- 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
- 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)  
新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしてください。  
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
- 「新規拡充」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を選択してください。(いずれでもない場合は空欄)
- 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。
- 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
- 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
- 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。